

# くまもと県議会報



令和5年9月定例会

## 表紙写真説明文

### 「南阿蘇鉄道の全線運転再開」

令和5年（2023年）7月15日、熊本地震で甚大な被害を受けた南阿蘇鉄道が7年3か月ぶりに全線再開しました。

南阿蘇鉄道は、阿蘇カルデラの南側に位置する路線で、車窓から雄大な阿蘇五岳と南外輪山を望み、個性的な駅舎があることで有名です。

熊本地震では立野溪谷に架かる第一白川橋梁をはじめ、線路やトンネルに甚大な被害を受けましたが、地震から3か月後の7月末には部分運転を再開するなど、全国から多大な支援を受けながら、沿線自治体、国、県が一丸となって復旧に取り組んできました。

南阿蘇鉄道は今回の運転再開にあたり阿蘇をイメージしたデザインの新型車両導入や玄関口となる立野駅と高森駅の駅舎の新築とともに、立野駅からJR肥後大津駅までの直通運転も開始し、南阿蘇地域の創造的復興のシンボルとなっています。

# 目 次

9月定例会の概要	2
令和5年9月定例会会期日程表	3
知事説明概要	4
代表質問の概要	8
一般質問の概要	20
議案等の議決結果	44
可決された意見書・決議・条例等	48
委員長報告から	50
請願の審議結果	56
常任委員会並びに特別委員会等の活動状況	57
熊本県議会構成一覧表	62

## 令和5年9月定例会の概要

- 令和5年9月定例会は、9月13日から10月6日まで、会期24日間で開催されました。
- 今定例会では、「令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号）」などの知事提出議案56議案について審議が行われ、第1号から第34号議案まで、第55号及び第56号議案は、いずれも原案どおり可決、承認又は同意となりましたが、第35号から第54号議案までは継続審査となりました。
- また、議員提出議案1議案について審議が行われ、「軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書」が原案どおり可決されました。
- 委員会提出議案1議案についても審議が行われ、「私学助成の充実強化等に関する意見書」が原案どおり可決されました。
- 請願については、1件が採択となりました。
- さらに、3議員の代表質問及び12議員の一般質問がありましたが、その発言の主なものは、次のとおりです。

### <主な項目>

- 旅行助成事業「くまもと再発見の旅」
- 令和2年7月豪雨災害の復旧・復興と課題（進捗状況、JR肥薩線復旧等）
- TSMCの課題（中小企業支援、地下水涵養等）
- 水俣病問題（百聞排水口、補償協定見直し、住民健康調査）
- 知事任期満了までの課題への意気込み（脱炭素達成への取組等）
- 県立盲学校の歩行訓練士配置
- 国際スポーツ大会の機運醸成
- 性暴力から子どもたちを守る取組（生命の安全教育等）
- 川辺川ダム建設
- 渋滞緩和に向けた信号制御
- 動物愛護の取組
- 新大空港構想における物流行政（農林水産物の航空輸送拡大等）
- 熊本都市圏の新たな3つの高規格道路の早期実現
- 県南振興（TSMC進出効果と活性化対策等）
- 最低賃金引上げに伴う事業者への支援等
- 熊本都市計画区域マスタープランの見直し
- 令和5年梅雨前線豪雨等災害対応（金内橋を含めた県管理道路復旧等）
- 豪雨災害からの創造的復興（堆積土砂活用、ダム上流域での森林伐採の在り方等）

# 令和5年9月定例会会期日程表

月	日	曜	区 分	日 程	備 考	
9	13	水	本 会 議	開会宣告 会期決定 議案上程 知事説明		
	14	木	休 会	議案調査  (県の休日) (敬老の日)		
	15	金				
	16	土				
	17	日				
	18	月				
	19	火			議案調査	
	20	水	本 会 議	代表質問	自由民主党 山 口 裕 議員	
	21	木			立憲民主連合 鎌 田 聡 議員	
					公 明 党 本 田 雄 三 議員	
					自由民主党 吉 田 孝 平 議員	
	22	金	一般質問	立憲民主連合 幸 村 香代子 議員		
	23	土		新社会党 岩 中 伸 司 議員		
				休 会	(秋分の日)	
	24	日	本 会 議	一般質問	熊本維新の会 星 野 愛 斗 議員	
	25	月			自由民主党 立 山 大二郎 議員	
					自由民主党 竹 崎 和 虎 議員	
	26	火			自由民主党 松 村 秀 逸 議員	
					無 所 属 亀 田 英 雄 議員	
					自由民主党 池 永 幸 生 議員	
	27	水			自由民主党 堤 泰 之 議員	
			自由民主党 増 永 慎一郎 議員			
			自由民主党 緒 方 勇 二 議員			
			議案等に対する質疑 委員会付託			
28	木	休 会	議案調査 特別委員会  (県の休日) 常任委員会 議事整理			
29	金					
30	土					
10	日			休 会	常任委員会	総務・厚生・教警
						経環・農水・建設
1	月					
2	火					
3	水					
4	木					
5	金					
6	土	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決 閉会宣告			

会期 24日間

# 知事説明概要

＜令和5年9月13日＞

## 1 最近の県政の動向について

今回の定例会に提案しております議案の説明に先立ち、最近の県政の動向について御説明申し上げます。

### (1) 令和5年梅雨前線豪雨等による災害への対応について

まず、令和5年梅雨前線豪雨等による災害への対応についてです。

6月29日から7月3日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、特に7月3日は県内で線状降水帯が二度発生するなど、記録的な大雨となりました。

家屋への浸水被害、公共土木施設や農業用施設の損壊、農地への土砂流入や山腹崩壊など様々な被害が発生し、被害額は公共土木施設で約168億円、農林水産業関係で約100億円にのぼっています。

道路では、山都町の国道445号で落橋した金内橋について、先月29日に、国土交通省の御協力のもと、応急復旧工事に着手しました。農業関係では、災害復旧とともに営農再開に向けた指導も実施しています。

今後も台風の襲来等も予想されることから、引き続き、土砂災害等の危険箇所の状況などを注視するとともに、国や市町村、関係機関ともしっかりと連携しながら、緊張感とスピード感を持って対応して参ります。

### (2) 赤潮被害への対応について

次に、赤潮被害への対応についてです。

八代海で発生した赤潮では、上天草市、天草市及び津奈木町において、養殖のカンパチ、マダイ、シマアジなど、112万尾を超えるへい死が報告されており、被害額の総額は約15億円となりました。

県では、6月24日の被害報告の直後から、漁業者や関係市町などと連携し、赤潮の動向把握とともに、粘土散布や餌止め等による被害抑止に努めて参りました。

今後とも、関係市町や漁業関係団体と連携し、実情に応じた支援を早急に検討して参ります。

### (3) 豚熱への対応について

次に、豚熱への対応についてです。

先月30日に、佐賀県唐津市において、九州では31年ぶりとなる豚熱の発生が確認されました。

県では、発生直後から県内養豚農場に異常が無いことを確認し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導しています。

引き続き、農場防疫対策を講じながら、今後必要とされる豚へのワクチン接種についても、国、県内市町村のみならず九州各県ともしっかりと連携し、危機感を持って取り組んで参ります。

### (4) 令和2年7月豪雨災害への対応について

次に、令和2年7月豪雨災害への対応についてです。まず、最重要課題であるすまいの再建については、各市町村における災害公営住宅が順次完成しており、今月は、球磨村渡地区や芦北町佐敷地区で入居が開始されます。

引き続き、被災された皆様お一人お一人に寄り添いながら、関係市町村と連携し、すまいの再建が一日も早く実現できるよう全力で取り組んで参ります。

球磨川の治水対策については、命と清流を守る「緑の流域治水」の理念のもと、球磨川流域の安全・安心に向けた取組みが本格化しています。

新たな流水型ダムについては、先月に続き、今月5日に、国の「流水型ダム環境保全対策検討委員会」が開催され、環境影響の予測評価等を示す準備レポートの作成に向け、議論が重ねられています。

先月26日には、相良村柳瀬地区において、球磨川水系で初となる遊水地事業が着工されるとともに、今月10日には、球磨村渡地区で引堤事業が着工されました。

また、球磨村神瀬地区に続き、芦北町及び八代市坂本町においても、宅地かさ上げ事業が着工されるなど、各地域において、様々な治水対策が目に見える形で動き出しています。

さらに県では、「緑の流域治水」の取組みへの理解

の醸成を図るため、球磨川流域の小・中学校、高校で出前授業を実施するなど、幅広く情報発信する取組みも積極的に進めています。

今後とも、あらゆる関係者と一体となって、球磨川流域の創造的復興に向けた取組みを加速させて参ります。

長年ダム問題に翻弄され続けてきた五木村については、今月8日に、村の中心部である頭地地区周辺の新たなむらづくりに向け、国、県、村で協議会を立ち上げるなど、新たな振興計画に基づく具体的な取組みを進めています。

また、流水型ダムの建設地となる相良村においても、川辺川を生かした新たな拠点づくりに向けた取組みなどが進んでいます。

両村の振興は待ったなしの状況であり、引き続き、目に見える形で進むよう、全庁一丸となって取り組んで参ります。

#### (5) 半導体関連産業の更なる集積について

次に、半導体関連産業の更なる集積についてです。

来年末の操業開始に向け、JASMの新工場建設が進む中、先月2日に、北海道の鈴木知事が来熊され、ともに半導体関連の国家プロジェクトを推進する自治体として、本県と北海道で連携協定を締結しました。これを契機として、半導体関連事業の推進に係る経済交流や情報・人的交流の促進、国への要望など密接に連携を行って参ります。

水資源に関しては、経済発展と地下水保全が両立するよう、地下水取水量の削減、他の水源利用の推進、地下水涵養の更なる推進の3つの原則に沿った取組みが必要です。地下水涵養指針を改正し、地下水を利用する企業に対し原則10割のかん養を求めするなど、取水量と涵養量のバランスを維持していきます。

また、規制物質に加え、規制外の化学物質もモニタリングすることにより、新たな工場稼働の前後で環境の変化を把握し、環境への影響が無い客観的かつ科学的に確認して参ります。

土地需要が旺盛になったことにより、一部の地域で農地の不足などが発生しており、将来の営農に対

する不安の声が出ています。そのため、6月27日には営農継続支援チームを農林水産部に設置し、耕作可能な農地の確保や生産対策など、農家の方に寄り添いながら対策を進めています。

先月21日には、周辺道路整備や空港アクセス鉄道の整備に加え、下水処理場や工業用水の浄水場新設について、岸田首相をはじめ関係省庁に対し、湧上議長とともに財政支援に関する緊急要望を行って参りました。

岸田首相からは、「国としてもしっかり支えたい」という、力強い後押しのお言葉をいただき、各大臣からも前向きな支援のお言葉をいただきました。

県としましても、引き続き、新しいシリコンアイランド九州の実現を目指し、最大限の取組みを進めて参ります。

#### (6) 3つの国際スポーツ大会の開催について

次に、3つの国際スポーツ大会の開催についてです。7月15日に開催された「ラグビー日本代表国際試合」は、県内外から約2万人の観客が訪れるなど大いに盛り上がり、ラグビーワールドカップ2023フランス大会に向け、大きな弾みとなりました。

来月8日には、国際サイクルレース「ツール・ド・九州2023」の熊本阿蘇ステージが、11月には熊本県立総合体育館で国際バドミントン大会「熊本マスターズジャパン」が開催されます。

これらの大会を通して、国内外から多くの方々に本県を訪れていただき、熊本地震や令和2年7月豪雨から復興する本県の姿を発信して参ります。

#### (7) 「世界津波の日」2024高校生サミットの開催について

次に、「世界津波の日」2024高校生サミットの開催についてです。

2015年の国連総会で、日本の提唱による「世界津波の日」が制定されたことを契機に、世界各国の高校生が自然災害の脅威とその対策を学ぶ場として、「世界津波の日高校生サミット」が開催されています。

国内各地で過去5回にわたり開催されてきたこのサミットを、来年度、本県で開催します。併せて、

内閣府などの主催による「第9回防災推進国民大会2024」も開催されます。

この二つのイベントを本県で同時期に開催し、災害の経験や教訓を国内そして世界に発信するとともに、次世代へ継承していくことにより、日本の「災害に対する安全保障」に貢献して参ります。

#### (8) 国内外からの誘客や相互交流の促進について

次に、国内外からの誘客や相互交流の促進についてです。

これまで、オール熊本で就航誘致を進めて参りました熊本ー台北線について、今月1日からスターラックス社、18日からチャイナエアライン社による、合わせて週7便の運航が実現しました。就航に御尽力いただいた多くの皆様方に心より感謝申し上げます。

そして、新型コロナウイルス感染症の影響で運休が続いていた熊本ー香港線についても、香港航空との間で、12月から週3便で運航することに合意しました。阿蘇くまもと空港の国際線ネットワークの充実は、本県にとって更なる追い風となるものであり、観光や経済をはじめとした多方面で広く交流が進むものと期待しています。

また、7月15日には、熊本地震から7年余りの歳月を経て、南阿蘇鉄道が全線で運転再開し、併せてJR豊肥本線肥後大津駅への乗り入れが実現しました。これもひとえに、全国からの応援と発災直後からこれまでの国による格別の御支援、そして何より地元の皆様の熱意と努力の賜物であると思います。ここに改めて心から感謝の意を表します。

今月28日には、国・県とともに「くまモンポート八代」を整備した、ロイヤル・カリビアン社のクルーズ船「スペクトラム・オブ・ザ・シーズ」が、八代港に寄港します。

これに併せて、寄港を記念するイベントを開催し、広くポートの魅力を発信するとともに、ロイヤル・カリビアン社との一層の関係強化を図り、更なるクルーズ船の誘致につなげて参ります。

着実な広がりを見せるこれらの機会を最大限に活用し、国内外からの誘客や相互交流を促進して参り

ます。

## 2 議案について

続いて、今定例会に提案しております議案について、御説明いたします。

まず、一般会計補正予算は、物価高騰の影響を受けた生活者・事業者への支援や今年の大雨被害からの復旧事業などを計上しています。

この結果、252億円の増額補正となり、これを現計予算と合算しますと、9,487億円となります。

このほか今定例会には、条例案件や、決算の認定なども併せて提案しております。

また、今会期中には、人事案件についても追加提案する予定です。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。





# 代表質問の概要

(代表質問) 令和5年9月20日

自由民主党 山口 裕



## 1 旅行助成事業「くまもと再発見の旅」

**質問** 旅行助成事業「くまもと再発見の旅」について、報道機関に公益通報者保護法に基づく外部通報があったと報道された。通報の内容は「あるタクシー券付き日帰り旅行商品は、助成金の支給要件を満たさず、法に抵触するおそれがある」「不適切な行為を県幹部が担当課に見逃すよう指示したのではないか」「第三者機関による調査と業者の助成金返還を求める」である。この事業は3月末から4月にも報道され、県が調査結果をまとめ、助成金は返納、社名非公表の要求を受けた事実はないこととされた。今回の報道はこれまでの調査結果を否定し、強い不信感を突き付けた。こうした中、知事は「第三者調査機関を設置する考えを示した」とされている。そこで、助成対象とすると県が公にした判断、また、今般の指摘について、知事に現在の所感と調査方針を尋ねる。

**答弁(蒲島知事)** 旅行助成事業いわゆる県民割の制度設計は、各県で決定すると観光庁は表明している。補助対象について、関係者間で疑義が生じたことから、3月に担当部局が確認、整理し、周遊切符を利用した商品は補助対象外、周遊切符の前後にタクシーを利用した商品は補助対象とした。そのうえで補助対象外商品を販売した14旅行業者名と助成額を報道機関に提供し、全額返納された。県や観光連盟、事務局のJTB社、販売旅行業者間で連携不足や誤認等が重なり、返納が生じたと報告を受けた。今回、公益通報制度による指摘を受けた以上、誠実に対応する必要がある。第三者調査委員会は、外部弁護士で構成する予定で、自ら調査いただき、県の調査手法や結果について、法的な妥当性、的確性の確認を求める。

## 2 令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興の状況と残された課題

### (1) 復旧・復興の進捗状況

**質問** 災害関連死2名を含む67名が亡くなられ、未だ2名の方が行方不明。多くの家屋が全壊、半壊、浸水等の被害に遭い、166集落が孤立した。交通インフラでは橋梁流失や多くの路線で道路被害が出

た。令和3年3月末時点で総額5,222億円と熊本地震に次ぐ被害額である。知事は令和2年9月定例会で、球磨川流域の安全安心を守り、川の恵みを楽しみながら歴史に残る復旧、復興を成し遂げることが使命との覚悟を示され、復興は着実に進んでいる。先月は遊水地事業が相良村で、今月は球磨村で引堤事業が着手、宅地かさ上げ事業も順次着手される。一方、人口減少が進み、存続危機に直面する集落もある。創造的復興の更なる推進のため、残された課題に向き合う必要がある。そこで、知事はこれまでの復旧、復興の進捗状況をどのように受け止めているのか尋ねる。

**答弁(蒲島知事)** 多くの支援や地元の懸命な努力により復興は進んでいる。治水対策は、緑の流域治水の理念の下、関係機関が連携し進めている。5月に県管理9河川が復旧完了、2月に復旧した西瀬橋をはじめ順次、創造的復興が進んでいる。新たなまちづくりでは土地区画整理審議会が設置され、年度内の仮換地指定手続が進んでいる。最重要課題の住まいの再建は、約7割が再建、災害公営住宅の約8割が年度内に完成予定で、任期中に全被災者の再建にめどがつくよう取り組む。一方、災害による人口減少の加速化は大きな課題と認識し、持続可能な地域として再生するため、復興の歩みを止めず、被災地の皆様と魅力的な創造的復興に向けた取組を進めてまいり。

### (2) JR肥薩線の復旧

**質問** 昨年12月定例会で知事は「全国のローカル鉄道のロールモデルとして、沿線地域やくま川鉄道でつながる球磨郡全域に新たな人の流れをつくるため、地元とともに任期中に復旧の道筋をつける覚悟」と答弁された。県と地元12市町村でJR肥薩線再生協議会を設立し、国、JR九州、地元市町村と連携し、利活用策と地域活性化の取組方針をまとめていると聞くが、未だ方針は決定に至っていない。球磨川流域が一体となり、持続可能な地域としての再生のため、鉄道復旧は不可欠と考えるが、復旧にかかる知事の決意を尋ねる。

**答弁(蒲島知事)** 肥薩線の鉄道での復旧は不可欠との強い信念の下、国の支援を受け、地元市町村と協議を進めている。観光客調査で、被災前は観光の牽引役を果たしてきたことが明らかになった。また、地元調査で住民の6割強、高校生の約8割

が復旧希望と回答し、地域の将来を担う高校生の期待に応えるのが知事の責任であると思いを強くした。今、全国で復旧の費用負担がローカル鉄道の再構築議論と結びつけられ、存続か廃止か、採算性か地域の足かと議論されている。私は対立ではなく、JR、国、県、市町村、県民の新たな枠組みで鉄道再生を考え、地方創生のロールモデルになり得ると確信している。任期中に道筋をお見せできるよう、全力で取り組んでまいります。

### (3) 新たな流水型ダム

**質問** もう一つの残された課題が流水型ダムの早期整備である。令和2年11月定例会で知事は「なぜ災害を防げなかったか、人命を守れなかったか問い続け、二度と起こしてはならないと決意し、一日も早い復旧、復興を誓った」と流水型ダムを含む緑の流域治水をやり遂げる覚悟を示された。球磨川流域の安全安心の確保に向け、流水型ダムを含む緑の流域治水の実現は急務である。国で法と同等の環境アセスメント手続が進められているが、県民には馴染みがなく、専門的内容も多いため、不安も多いのではないかと。そこで、現時点での進捗状況について、知事の認識を尋ねる。

**答弁(蒲島知事)** 現在、国で洪水時の貯水頻度を減少させるため、洪水調節操作ルールを工夫するなど、議論が重ねられている。また、方法レポートへの知事意見の全項目に真摯に対応案を検討いただき、改良案を基に水理模型実験を重ね、環境への影響を極限まで抑えた構造案など、流域の安全安心と環境の両立に向け、取り組んでいただいている。流水型ダム事業の方向性、進捗を確認する仕組み等を通じ、流水型ダムの正確な情報を広く周知し、水源地域となる五木村と相良村に与える環境影響等について、国と連携してしっかりと説明を行う。今年度は4期目の集大成の年で、球磨川流域の創造的復興に向けて、残された課題に一定の道筋をつけることができるよう、時間的緊迫性を持って全力で取り組んでまいります。

### 3 「世界津波の日」高校生サミットの開催

**質問** 各地で自然災害が発生し、救助活動が困難を極める映像を目にすると、熊本地震の揺れや災害の記憶と同時に、温かい支援も思い出され、被災の経験を国や地域を超えて共有し、防災や減災に

繋がるのではないかと考える。新防災センターや熊本地震展示施設「K I O K U」も、継承の重要な役割を果たす。先日、「世界津波の日」高校生サミットを来年秋に開催すると発表された。次の時代を担う若者が主体的に防災・減災について考察、議論することは大変意義があり、多くの若者に自然災害の脅威から命を守る対策を共感、共有し、意識向上につなげてもらいたい。そこで、知事に開催の意義、どのようなサミットを目指すのか、熊本の高校生に期待する成果を尋ねる。

**答弁(蒲島知事)** 熊本地震や令和2年7月豪雨災害という大災害を経験した本県には、記憶を風化させることなく、災害で得た経験や教訓を広く国内外に伝えていく責務がある。この機会を捉え、本県が防災、減災を担う国内外の人材育成に貢献することは、災害に対する安全保障を進める上でも、大きな意義を有している。これまで支援いただいた国を含む50を超える国や地域の高校生を招聘し、最大規模となる想定で準備を進めてまいります。このサミットで、本県の高校生が、将来、それぞれの地域で防災、減災のリーダーとなり、グローバルに活躍できる人材に成長するよう、サミットの成功に向け、しっかりと準備を進めてまいります。

## 4 J A S M進出に伴う取組

### (1) 社会資本整備に向けた取組

**質問** J A S M新工場建設が進行し、駐在員の入居も始まり、今後も更なる企業集積が見込まれる。しかし、渋滞対策、排水対策等の社会基盤整備に関する課題があると認識しており、急務で取組を進める必要がある。一方、人流・物流や用排水に係る社会資本整備に今後10年間で約1,140億円を要するとの試算結果が示されている。短期・集中的な取組と財源が必要とされる状況を踏まえ、先般、国に対し、知事自ら県議会とともに要望をされた。企業受入環境の整備に向けた課題解決に向け、どのように取組を進めておられるのか、知事に尋ねる。

**答弁(蒲島知事)** 渋滞対策は、信号制御の見直しや時差出勤の取組支援など短期的なソフト対策と道路ネットワークの抜本的な対策に取り組んでいる。菊陽空港線は令和8年度中完成に向け改良工事に着手し、大津植木線は6車線化も可能な幅員で計画を進める。また、工業用水確保に向け、有明工

業用水の未利用水の活用を検討し、浄水場等の新設を前提に採算性等を精査している。下水道整備も菊陽町から受託し、管渠工事を終え排水環境が整った。さらなる集積に伴う下水処理施設整備に向け、合志市や菊陽町と連携協力して取り組む。今後も県議会、国や地元市町村と連携し、時間的緊迫性を持って取り組んでまいらる。

## (2) 環境保全対策

**質問** 先月末、J A S Mが県に地下水採取の許可申請書を提出された。地下水保全の取組も実施段階に進めなければならない。県民の不安解消には、対策の全体像を示す必要がある。また、半導体の製造工程では、アルカリなど薬品や感光性樹脂、有機フッ素化合物P F A Sも使用されることから、排水や排ガスに含まれ、排出されるのではないかと懸念の声も聞かれる。そこで、地下水保全に向けた取組、排水や排ガスに対し環境保全の観点からどのような対策を進めていくのか、現時点での考えや取組状況について、知事に尋ねる。

**答弁（蒲島知事）** 持続的な地下水利用には、取水量と涵養量のバランスを維持する取組が重要。J A S Mは、許可申請時に循環利用を促進し、取水量を当初計画から約3割削減するとした。また、有明工業用水の未利用分を代替水源として可能性を調査し、条例に基づく地下水涵養指針を改正している。新規に取水する井戸は、涵養目標を取水量の原則10割に見直す。涵養期間拡大や冬期湛水を検討、検証し、地下水保全に万全を期す。排水は直接放流せず、下水処理場で基準以下に処理し、排出先の河口域等で熊本市が環境基準に適合するか確認する。排ガスは高度な処理で基準を大きく下回り排出されることを確認している。監視体制の強化に努め、規制外の化学物質等を対象に環境モニタリングを行い、結果等を専門委員会で検証、公表し、適切な対応につなげてまいらる。

## 5 新大空港構想

**質問** 知事は、空港と周辺地域の可能性を最大化する「大空港構想」を提唱し、2016年に、空港を創造的復興のシンボルと位置付け、「大空港構想Next Stage」を策定した。今年2月定例会では、空港機能の強化、企業集積とまちづくりの観点から有識者会議を設置するとされた。提言で注目した内容は、

人財を惹きつける「クオリティタウン」の創造や産業力の強化である。半導体関連産業の更なる集積や別分野の産業との融合、研究開発等が実現すれば、経済への波及効果も高まり、人流の活性化や人口増加も期待できる。そこで、新大空港構想から描く熊本の将来像について、知事の所感を尋ねる。

**答弁（蒲島知事）** 熊本地震からの創造的復興が進み、空港の拠点性も高まっている。今回有識者会議を設置し、50年、100年先を見据えた空港機能の強化と企業集積に伴うまちづくりについてまとめられる提言を参考に、将来像については、空港と周辺地域を核とした地方創生の先進地域を描くこととしている。新たな構想に向けた取組により、地方創生を実現することで、熊本が持つ強みを生かして日本の5つの安全保障に貢献し、さらなる地方創生を実現させたいと考える。

## 6 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた取組

**質問** 人口減少は、将来の地域社会・経済に多大な影響を与える重要課題。政府は「こども未来戦略方針」に基づき、抜本的政策の強化を図るとし、知事も「こどもまんなか熊本」の実現に取り組むとされた。若い世代の誰もが結婚し、こどもを持ち、安心して子育てができる社会、将来に明るい希望を持てる社会を実現することが、熊本のさらなる発展や県民が幸せに暮らしていける地域社会の実現につながる。結婚や子育てしやすい社会となる環境整備や機運醸成を図り、「こどもまんなか熊本」の考え方を県民に分かりやすく伝え、共感を得られるよう進めていくことが肝要。そこで「こどもまんなか熊本」に込められた知事の思いや今後何が必要と考えておられるのか尋ねる。

**答弁（蒲島知事）** 私は子供たちに、人生の可能性は無限大であり、夢の実現のため勇気ある一歩を踏み出すというメッセージを発信し続け、今後も環境づくりを進めたいと考える。今年度から子ども医療費助成を拡充した結果、保育料補助の拡充や学校給食費の負担軽減等の新たな取組が始まった。県では、男性職員に育休取得を呼びかけ、取得率は前年度から大幅増加し、子供の成長に関わる喜びや楽しさが得られたとの声も聞こえる。こどもまんなか熊本は、未来に明るい希望を描ける社会づくりで、県民総幸福量の最大化につながる。県

民が熊本で生まれ、育つことに誇りを持ち、住み続けたい熊本を実現するため、国や市町村、企業、県民が一体となり全力で取り組む。

## 7 食料安全保障の一翼を担う本県農業の課題

### (1) 適正な価格形成に向けた県の対応等

**質問** 燃油、肥料及び家畜飼料などの生産資材が高騰し、農業経営は厳しい状況である。国は全国11ブロックで地方意見交換会を実施し、農業者からは適正な価格形成に関する意見が多く、具体的な検討に入った。県議会も昨年9月及び12月定例会で国へ意見書を提出し、意義があったと認識している。適正な価格形成は農業者だけでなく、消費者や事業者等の理解醸成も必要である。そこで、これまでの対応と今後の方針を知事に尋ねる。

**答弁（蒲島知事）** 適正な価格形成は、重要な国全体の課題と認識。昨年度から議会と実情に合った施策や制度構築を要望してきた。国は、食料・農業・農村基本法の見直しを進め、適正な価格形成に向けた仕組の構築が法制化に向けて記述されたことは大きな成果と考える。どのような内容で法に盛り込まれるのか、国の動向を注視し、必要に応じ要望を行ってまいる。また、熊本県食料・農業・農村基本計画の策定に当たり、適正な価格形成の推進に向けた県の対応を検討してまいる。

### (2) 農産物輸送に係る2024年問題

**質問** 本県農業の県外輸送の98%はトラックである。ドライバー減少により輸送可能量も減少し、長距離出荷もできず、安定的に輸送ができなくなる。加えて、競争が激しくなり、運賃が上昇し、農家経営へ直接的なダメージを与えかねない。物流に係る2024年問題に関し、国は荷主、輸送事業者が、どのような役割と責任を担い、対応が可能であるかを提示し、対策が明確になった。県内でも様々な問題発生が予想され、県外輸送に及ぼす影響と農業者の不安払拭に向けてどのような対策を立てておられるか、農林水産部長に尋ねる。

**答弁（農林水産部長）** 物流の2024年問題は、運賃上昇や鮮度など大きな影響をもたらす。平成30年度から、農業団体と県内のトラック業者で構成される熊本県農協青果物輸送改善協議会と連携し、輸送時間やコストに関する検証を進めてきた。これまでどおり大消費地に届けるため、農業者やJA

が相応の役割を分担し、業者と協力して対策を講じることが重要である。8月18日に県内各団体等の幹部による連携会議を開催し、25日には実務担当者に現状や課題の共有、優良事例の紹介を行った。対策を着実に進めるため、緊急かつ暫定的なソフト対策予算及び円滑な出荷体制の構築とハード整備に向けた検討予算を今定例会で提案している。本県が食料供給基地としての役割を果たすため、しっかりと取り組んでまいる。

## 8 赤潮被害対策

**質問** 魚類養殖業は、本県水産業の大きな柱である。今年6月中旬から9月上旬にかけ八代海でシャットネラ、コクロディニウム、カレニアの3種類の赤潮が同時発生し、上天草市、天草市、津奈木町で甚大な被害をもたらした。被害額約15億円と過去4番目の規模になり、昨年度の被害からの回復半ばで、厳しい経営を強いられている。また、7月中旬から県内でも中国への輸出停止の影響が発生、円安進行や燃油、餌、資材高騰によるコスト増も大きな影響を与えている。赤潮被害は、苦難に直面する経営に追い打ちをかけ、事業継続意欲まで失わせてしまいかねない。9月4日に関係3市町及び海水養殖漁協から、支援の要望書が議会及び知事へ提出された。昨年は国、関係市町と連携し、中間魚等の導入支援、調査体制整備や迅速な駆除剤の散布支援が行われたが、県は今回どう対応され、被害を受けた養殖業者支援にどのように対応されるのか農林水産部長に尋ねる。

**答弁（農林水産部長）** 赤潮は早期発見・早期対策が重要のため、今年度から養殖業者15グループによるモニタリング調査を支援しており、5月に発生した赤潮では速やかな駆除剤散布で拡散を止められた。6月に八代海で3種類の有害赤潮が同時発生する危険な状態となり、対策本部を設置し、赤潮の動向や被害状況の把握、情報の周知、共有に努め、被害防止対策の徹底を呼びかけたが、発生が継続し、被害額は15億円超となった。業者の早期事業再開に向け、今定例会で追加提案し、養殖共済制度の改善や赤潮の予察、防除技術の開発など、国に要望する。今後とも、安全安心な養殖魚を消費者へ提供できるよう、関係市町や漁業団体と連携して取り組んでまいる。



(代表質問) 令和5年9月20日

立憲民主連合 鎌田 聡



### 1 TSMCに関する諸課題

- (1) 県内地場中小企業への支援
- (2) 地下水涵養
- (3) 排水対策
- (4) 環境影響評価条例施行規則の見直し

質問 (1) TSMC等への人材流出で県内地場中小企業は人材確保が困難。賃上げが必要だが、物価高騰等で厳しく、支援を求める声が多い。そこで、労働環境の改善や賃上げの支援策を講じる考えはないか。(2) 県は進出企業に対し、地下水採取量に見合う涵養を義務づける地下水涵養指針の見直しを進めているが、涵養田の確保が困難で、現実的に可能か。そしてTSMCは、採取量を超える涵養田を確保できているのか。(3) TSMCの工場排水について、知事は下水道法に基づく検査品目より多くの調査を行うと言われた。そこで、TSMCから排出される物質を明らかにできないか。また、県北部浄化センターでの検査数値の公表、有害物質が検出された場合の対応、法対象外の化学物質の検査方法を尋ねる。(4) 県は、地下水保全地域のアセス対象面積を25から50ヘクタールに見直そうとしているが、開発が進む状況下で、なぜ要件緩和するのか。以上、知事に尋ねる。

答弁(知事) (1) 県では、国や県の補助事業を活用して生産性向上、賃上げを実施する中小企業者の後押しのため、自己負担を軽減する予算を今定例会に提案している。(2) 白川中流域の涵養期間拡大や冬期湛水、他地域の湛水拡充などを検討。これらにより、本年度は、JASMEの取水量を上回る湛水が実現する見込みである。(3) 工場排水に含まれる下水道法対象物質の公表は可能と考える。水質検査数値は、問合せに応じて提供しており、さらに積極的な公表方法を検討する。基準を超えた場合は、菊陽町の命令で企業は排水停止し、原因施設を改善する。法対象外の物質は、県では北部浄化センターの放流水もモニタリング対象とし、新工場稼働の前後の変化を把握する。(4) 改正は、地下水保全地域で、取水量を上回る自主的涵養を促進するために行うものである。

### 2 県民サービスを支える県職員の人員確保

質問 TSMCの課題対応などで、県庁内の多くの部署で業務増加が必至である。この業務に当たる職員の確保はできているのか。年々県庁の受験者数、受験倍率が下がっており、全体数が増えない中で、対応できるのか。技術系は、昨年の1.6倍が、今年1.1倍まで低下し、特に心配は総合土木職である。本年度からSPIに変更した新たな試験枠を設け、倍率は2.9倍となり一定の結果には結びついているが、受験者数の低下、欠員が生じている職種がある状況は変わらない。県の重要課題に余裕を持って当たれる人員体制が整っていると言えるのか。そこで、新たな行政需要に適切に対応するため、今後の職員採用や職員数の在り方についてどのようにお考えか、総務部長に尋ねる。

答弁(総務部長) 現在、TSMC進出などに伴う新たな行政需要にも対応できる人員体制の確保に努めている。具体的には、半導体関連産業の集積が進む周辺の道路ネットワークの整備や土地利用調整などの対応のため、今年度、新たに合計20人程度の職員を重点配置している。職員採用は厳しいが、今年度からSPI試験や採用候補者名簿の登載期間の延伸などを進め、総合土木職も採用予定数の確保に手応えを感じている。定年年齢の引上げに関しては、定年退職者が生じない年も、計画的に新規採用を行ってまいらる。

### 3 川辺川ダム事業

- (1) 環境影響評価
- (2) 住民への説明責任

質問 (1) 国土交通大臣は、アセス法に基づくものと同等の手続を行うと表明し、手続が進んでいる。しかし、現在のアセスの大きな問題の一つは、住民意見も知事意見も反映されずに進んでいる点であり、国にやり直しを求めるべきである。流水型ダムは、環境影響が少ないとされる場合があるが、各事例を見ても、河川環境等に甚大な影響が指摘されている。ダムが完成し、大きな影響が起きた際、知事は、県民にどのように説明し、責任を取るのか。県として、独自に環境影響を検証し、説明すべきである。(2) 球磨川豪雨災害とダムの必要性については、国と県に説明を求める要望が度々出される。その責任を果たす場として、昨年、

新たな流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認する仕組みを設置したが、住民参加とはかけ離れ、意見が反映される保証もなく、2回目以降も不明である。県は、広く県民に開かれた場で説明責任を果たし、住民参加での合意形成を図るべきだが、その考えはないか、知事に尋ねる。

**答弁（知事）** (1) 現在、法と同等の環境アセスメントが進められている。知事の責任を果たすには、環境アセスメントを通して、適切な知事意見を国に述べるのが何よりも重要である。事業主体の国が、事業内容の検討と環境保全措置の検討を一体として行うことが重要と考えており、県独自の検証は考えていない。(2) 仕組みの構成員は、流域住民は、多角的見地から多様な意見をいただくため、市町村別と自然保護、漁業、観光など、分野別に区分した。有識者は、専門的見地を踏まえた解説の役割を担うことから、球磨川の治水及び環境に精通した方々に委嘱した。また、流水型ダムに関する情報を県民へ周知する目的もあり、会議は公開で、熊本市、八代市及び人吉市の3か所に傍聴会場を設けた。今回は、準備レポートの進捗を踏まえ、できる限り早く開催したい。今後もこの仕組みを通じ、説明責任を果たしてまいる。

#### 4 水俣病問題

##### (1) 百間排水口

##### (2) 認定患者の補償協定の見直し

##### (3) 不知火海沿岸住民健康調査

**質問** (1) 6月中旬、水俣市が発表した老朽化による百間排水口の樋門の扉と足場の撤去について、中止を求める声を受け、知事は、県と市が協議していく考えを示された。その後、何らかの形で現場保存を前提に、患者団体等が了解し、取外しが完了した。そこで、県としては、扉の扱いを含めた百間排水口の現場保存や活用をどのように考えているのか。また、世界に向けた水俣病の情報発信に活用すべきと考えるが、いかがか。(2) 水俣病認定患者がチッソと結ぶ補償協定は、症状よりAからCランクに分かれ、上位ランクに該当する変化が生じれば変更を申請できると明記してあるが、判定は、国の公害等調整委員会等が担う。患者の平均年齢は80.2歳、身体機能の衰えがあるならランクを引き上げるべきである。また、介護

保険では、医療系サービスを除き、支給されない。そこで、認定患者の補償ランク変更や内容の拡充を、チッソに働きかけていただきたいが、知事の考えを尋ねる。(3) 不知火海沿岸の住民健康調査について、環境省は6月30日に調査に向けた専門研究班を発足させた。2025年度までの3年で、脳磁計とMRIを組み合わせた手法を活用する方針で、公衆衛生や脳神経内科の専門家7人の公募申請された方々である。法施行後14年、対応があまりにも遅く、被害がどれだけの地域や年代に広がっているかを調べる調査にはなじまないと考える。そこで、この調査について、手法やスケジュールをどう考えているのか、知事に尋ねる。

**答弁（知事）** (1) 現場保存の方法や活用の検討も、団体等の意向を把握し、県が水俣市と連携して主体的に進める。また、国内、世界に向け、さらなる情報発信に努める。(2) 補償ランク付けは、国の2機関で決定されるため、県は関与できない。しかし、県とチッソで情報交換を行っており、その中で患者の状況の共有を図る。先日、患者を訪問し、地域生活支援事業の自己負担見直しの必要性を実感した。今後、来年度からの患者負担軽減に向けて検討を進める。(3) 国は、調査の在り方について、様々な意見を伺い進めていくと聞いている。また、環境大臣が、できるだけ早く検討を進めたいと答弁されており、県としても、スピード感を持った対応を要望してまいる。

#### 5 「くまもと再発見の旅」不適切受給

**質問** TKUヒューマンが販売した商品7,300件のうち4,341件を、県が不適切と判断したため、助成金約2,500万円の自主返納が表明された。一方、タクシー券を組み合わせた日帰り商品約3,000件は、担当課で追跡調査する方針だったが、県幹部が見逃すよう指示したとされる。これが事実なら、県に対する信頼は失墜する。そこで、(1) 知事は、この出来事を御存じだったのか。見逃しを指示した上司は知事ではないか。(2) テレビ熊本の役員が、約2,500万円について、社名を公表しなければ自主返納すると言われたようだが、県は社名を公表した。助成金は返納されたのか。(3) TKUヒューマンに残ったタクシー券未使用分の160万円は公金が含まれるが、返還を求めないのか。

(4)参加事業者101者のうち14者が不適切受給したとされ、制度設計が曖昧なまま事業を進めたことを、知事はどうお考えか。(5)第三者による調査は、利害関係者との関係を一切排除した弁護士や学識経験者らによる公正で透明な調査を行うべだが、選任と調査スケジュールを知事に尋ねる。

**答弁（知事）** (1)見逃しの疑いについて、私が指示をしたことは一切ない。(2)補助対象外と判断した助成金は、本年4月に返納が完了している。(3)タクシー券未使用分は、不適切な取扱いはなかったと回答しているが、今回の指摘を受け、適法性を調査する。(4)コロナ禍で苦しむ事業者に対し、一日も早く助成金を届けたいとの思いの中で実施したため、連携不足や誤認等が重なったと思っている。(5)委員会は、外部の弁護士で構成する予定で、人選を急いでおり、ヒアリングなど自ら調査していただくとともに、県の調査手法や結果の法的妥当性、的確性の確認を求める。こうした手順で、丁寧かつ迅速に調査を行ってまいる。

## 6 いじめ調査報告書の対応

**質問** (1)2013年4月、高校3年生の女子生徒がいじめを受けて自殺し、その両親には、いじめを行っていた同級生らの氏名が黒塗りで報告書が渡された。その後、遺族が訴訟で、黒塗りを外した開示を求め、最高裁で開示命令が確定した。また、東稜高校いじめ調査委員会の報告書は、昨年10月の公表段階でホームページに掲載されたのは、A4用紙2ページの要約版の入手方法のみで、被害男性が全文公表を求め、やっと今年7月に全文掲載された。そこで、なぜそのような対応を行ったのか尋ねる。(2)県教委ホームページに掲載された報告書が3年以上黒塗りすべき箇所に黒塗りがされないまま載っていた。また、東稜高校のいじめ調査報告書が、特定の操作で黒塗りを外せる状態で公開されていたことも判明した。これらは、あまりにもずさんとしか言いようがないが、教育長の所見と再発防止策について尋ねる。

**答弁（教育長）** (1)これまで、全文を被害生徒等に渡した上で、プライバシー保護等の観点から、概要版を作成して、報道機関へ提供し説明を行ってきた。今回も同様に行った。その後、被害生徒等の要望を受け、全文を掲載した。(2)個人情報の

不適切な取扱いが複数確認され、大変申し訳ない。県北の県立高校生徒の事案は、県教委定例会で報告する際、黒塗りが無い資料となっており、これは、確認不足が原因。また、元東稜高校生徒の事案は、電子情報上で処理した場合、一定の操作で取り除けることを認識していなかったことが原因と考える。今後、被害生徒等の意向をより丁寧に確認し、複数人でのチェック及び黒塗りを除去できない資料作成を徹底してまいる。

## 7 フリースクールとの連携と支援

**質問** 2017年施行の教育機会確保法は、学校以外の学びの場の重要性を認め、国や自治体に対し、子供の教育機会の確保のために必要な財政措置などを求めている。熊本市を除く県内公立小中学校の不登校児童生徒が利用するフリースクールは32あり、不登校児童等の受皿となっているが、県からの支援はない。フリースクールは厳しい運営を強いられ、今年8月に、公的支援を働きかける県民の会が発足した。群馬県では、運営費を最大400万円補助するなど、他県では、公的支援を進めるところもある。そこで、(1)フリースクールやそこに通う子供たちへの経済的支援を行う考えはないか。(2)県とフリースクールなどが協議を行う場を設置する考えはないか、知事に尋ねる。

**答弁（知事）** (1)フリースクール等は、県内小中学校の令和4年度の利用者数は354名で、施設の規模も様々である。また、重視する活動も違いがあり、多岐にわたる。様態の異なるフリースクール等に対し、どのような連携が可能か、市町村等とともに研究を進めてまいる。(2)県教委では、平成30年度から、子どもの居場所づくり推進連絡協議会を開催し、フリースクールと関係機関が一堂に会して意見交換を行っている。今後も、県教委と知事部局の関係各課が連携し、フリースクール等と意見交換を行い、全ての不登校児童生徒の学びの場の確保等に向けて、取り組んでまいる。

## 8 ケアリーバーへの支援

**質問** 厚生労働省が、2021年に、児童養護施設等への入所措置や里親委託が解除された者の全国調査結果を公表した。この結果では、ケアリーバーの5人に1人が赤字生活であり、過去1年間に病院



を受診できなかったことがある人は2割で、その7割が経済的理由であった。さらに、生活費や学費、仕事などを心配し、今後利用したいサポート等の第1位は金銭面、第2位は住居や食事等で、いずれも経済的なことである。また、施設等退所から時間がたつほど連絡が少なくなる傾向で、孤立者もある程度いる可能性もある。そこで、県内のケアリーバーが施設等退所後に、孤立をしていないか、経済的に困窮していないか、実態調査を行っていただき、必要な支援を講じていただきたいが、その考えを健康福祉部長に尋ねる。

**答弁（健康福祉部長）** 本県では、ケアリーバーへの経済的な支援として、県社会福祉協議会を通じた生活費及び家賃等の貸付けや就職、進学に伴う身元保証人の確保などに取り組んできた。今後も、より実効性のある支援を行うために、ケアリーバーの現状やニーズ等の把握が重要であり、既に有識者や当事者などによる協議会を立ち上げ、実態把握の検討に着手したところ。今年度中にアンケート調査やヒアリングなどを実施し、調査結果を取りまとめ、支援につなげてまいる。

## 9 ヘルメット着用率向上の取組

**質問** 本年4月の改正道路交通法の施行により、全年齢の自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務となった。警察庁によると、昨年全交通事事故件数に占める自転車関連事故の割合が過去最高の23.3%となっている。過去5年間、ヘルメット未着用者の致死率は、着用者の2.1倍に上るが、ヘルメット着用率は伸び悩み、熊本県内の着用率は、7月の調査で8.3%と全国平均13.5%を下回る。また、7月1日の道路交通法改正で、これまではヘルメット着用義務があった電動キックボードは、最高速度が20キロを超えず、要件を満たすものは、16歳以上なら運転免許不要で、ヘルメット着用は努力義務となった。しかし、自転車も電動キックボードも、髪形が乱れるなどの理由からヘルメット着用に難色を示す人が多いのも事実。また、ヘルメット購入には経済的負担が伴う。そのため、全国の複数自治体で、購入補助金を設けるところが出てきた。また、徳島県警は、未着用者に指導票を交付している。そこで、ほかの自治体を参考とし、ヘルメット着用を促す取組を進め

るべきと考えるが、環境生活部長に尋ねる。

**答弁（環境生活部長）** ヘルメット着用については、努力義務化に先立ち、昨年度から周知啓発に取り組んできた。今年度は、親しみやすいキャラクターを起用し、街頭ビジョンやSNSなどを活用した周知啓発を行い、学生などの若年層へのアピールを強化している。ヘルメット購入補助については、他県等における効果等を見極めていく必要があると考えている。まずは、ヘルメット着用の有用性を県民に啓発し、自分の命を守るために着用するという意識を醸成してまいりたい。

## 10 AYA（思春期・若年成人）世代のがん患者の支援

**質問** AYA世代とは、広くは15歳から39歳までを指し、がんの罹患率や死亡率が最も低く、がん対策の対象となっていなかった。国立がん研究センターの統計では、令和元年の熊本県内のがん患者数は約1万4,000人で、40歳未満は360人、40歳から64歳が3,087人、65歳以上は1万542人で、高齢になると、がん罹患率が高くなるのが分かる。それでもAYA世代のがん患者が一定数いる。現在、40歳未満のがん患者は、医療保険の訪問看護サービスは利用できるが、介護保険サービスは利用できず、日常生活に必要な経費も自己負担である。そのため、静岡など12県で補助制度を設けており、訪問介護などの在宅サービス、福祉用具の貸与等の費用などが対象である。本県でもAYA世代のがん患者の在宅療養支援の補助制度を設ける考えはないか、健康福祉部長に尋ねる。

**答弁（健康福祉部長）** 在宅療養中のがん患者が40歳未満の場合、介護費用が全額自己負担であることは、AYA世代のがん患者が抱える問題の一つと認識している。そこで、現在、AYA世代のがん患者に向けた在宅療養費の補助制度を設けている自治体の制度や利用実態等の調査を行っている。ただ、県としては、AYA世代のがん患者が抱える全国的課題は、国において一律に支援体制を整備すべきと考えており、これまでも国へ要望してきた。今後も、国に対して支援制度の創設等を粘り強く働きかけるとともに、今回の調査結果や次期がん対策推進計画の策定過程での議論等を踏まえ、さらなる取組を進めてまいる。



(代表質問) 令和5年9月21日



公明党 本田 雄三

### 1 知事任期満了までの課題に対する意気込み

- (1) T S M C運用開始に向けた公共交通機関の利用促進等
- (2) 脱炭素への取組2030までの達成に向けた取組
- (3) スポーツ施設(アリーナ、武道館、野球場等)の整備

質問 蒲島県政4期目も残すところ約半年になったが、知事は就任時から「逆光の中にこそ夢がある」との信念で、県民総幸福量の最大化を目指しスタートされ、強力なリーダーシップによる決断の政治を全うされていると敬服している。特に熊本地震からの創造的復興の総仕上げとして、南阿蘇鉄道の全線開通が7月15日に実現する運びとなり、まさしく蒲島郁夫10の約束プラス1の一番目に掲げられた「創造的復興を強力に推進」が結実したと実感している。一方で多くの課題も散見される。そこで、(1) J A S M操業開始を来年12月に控え、公共交通機関の利用促進や整備をどのように行うのか。(2) 知事は2050年までに県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指すと言われ、2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減を目標に掲げられているが、各部門の達成状況や取組内容を可視化する必要があるのではないのか。(3) 知事のマニフェストに「スポーツ施設(アリーナ、武道館、野球場等)の整備の在り方について、県民的議論を深め、早期に方向性を取りまとめ、公表する」とあるが、スポーツ施設の整備をどのように展開するのか。以上、知事に尋ねる。

答弁(知事) (1) 7月に5日間、通勤バスの実証運行を行ったところ、光の森ルート朝夕17便運行で824人の利用があり、一定の安定的な利用者が見込めることが判明した。今後、本格運行を目指すとともに、セミコンテクノパーク周辺の公共交通機関の利活用促進のため、JR豊肥本線の輸送力強化をJR九州に要望してまいる。(2) 目標達成には具体的取組等が見える化し、県民の自発的行動につなげる必要がある。家庭部門ではゼロカーボン行動ブックを作成し、CO<sub>2</sub>削減のための具体的行動・効果等が見える化し、住まいのゼロカーボン促進のため、断熱リフォームの方法、

効果等を県民に示せるよう検討している。産業部門では、県条例に基づく報告内容にCO<sub>2</sub>排出量が多い設備や更新時期を追加し、事業者が取り組むべき課題や時期が見える化した。県庁率先行動では、空調等への省エネ設備導入、再生可能エネルギー設備導入等の取組を進めてまいる。(3) 災害からの創造的復興等の課題が山積し、スポーツ施設整備の在り方については、任期中に取りまとめることが困難な状況になったが、スポーツ施設整備の重要性を認識しており、今後も、県民の機運の盛り上がりや社会情勢を慎重に見極め、引き続き真剣に検討してまいる。

### 2 熊本県立盲学校における歩行訓練士の配置

質問 全国の公立盲学校における歩行訓練士の研修を受けた教職員の配置状況は、全国67校中、有資格者の教職員在籍校が40校、残りの27校は、本県を含め、在籍なしとなっている。また、過去に資格を取得した修了者数は全国で40校97名だが、県の資格取得者は該当なしであり、歩行訓練や歩行学習に対する支援が遅れている。視覚障害者の不安軽減のため、適切な支援が必要であり、盲学校の生徒は、在籍中に一定の歩行学習を有資格者の下での実施が望ましい。成長段階から可能な限りの自立を促すカリキュラムが必要と思われるので、有資格者による指導を計画的に増やす等の取組の推進が必要ではないか。教育長に尋ねる。

答弁(教育長) 県教育委員会としては、歩行技術習得は、視覚障害者が自立生活や社会参加を行うため、そして自分の命を守るため重要と考えている。県立盲学校においては、視覚障害のある児童生徒に、週1、2回の自立活動の授業で歩行指導を行い、県視覚障がい者福祉協会所属の歩行訓練士を年10回程度招聘し指導助言をいただき、児童生徒が、白杖を活用した歩道の歩き方等を習得する等の成果が見られている。県教育委員会としては、一人一人に応じたきめ細かな歩行指導を行うことができるよう、計画的に歩行訓練士の招聘回数を増やす等、一層の充実を図ってまいる。

### 3 不登校増加対策(特例校の設置)

質問 不登校特例校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程の編成が認められる学校で

あり、県や市町村を含む学校設置者による不登校特例校の設置が期待されている。特例校は、本年4月現在で全国に24校設置され、文科省としては、政令市に1校、県下に1校の設置を目指すとしている。特例校の設置にあたっては、行政だけでなく、学校、地域社会、各家庭、NPO、フリースクール関係者等が相互に連携し、設置準備委員会等を立ち上げ、多くの方の意見やアドバイスを取り入れた学校づくりが肝要である。そこで、県は特例校設置について、どのように考えているか、また、不登校の児童生徒との関係構築に尽力されているフリースクール運営者を準備段階から参画させる考えはないか、教育長に尋ねる。

**答弁（教育長）** 不登校特例校は不登校児童生徒にとって重要な学びの場の一つである。全国の公立不登校特例校は全て市区町村教育委員会が設置しているが、県教育委員会では、全国の先行事例を踏まえ、市町村での設置に向けて、8月に市町村教育委員会に不登校特例校設置に係る国補助事業等の説明会を実施した。また、市町村教育委員会が不登校特例校を設置する際には、県教育委員会として福祉関係部局との連携を図り、必要に応じてNPOやフリースクール運営代表者等の意見も聴きながら市町村教育委員会を支援してまいる。

#### 4 県営住宅の管理

##### (1) 安心・安全な住環境確保に向けた取組

##### (2) 入居者の高齢化等に伴う自治会活動等の負担軽減

**質問** ほとんどの県営住宅では、高齢者単独世帯等の増加により、敷地内の清掃活動や自治会役員をお願いしても、できる人が少ないという課題に直面している。県営住宅への入居の際、敷地内清掃や共同生活における協力を促しているが、現状は、自治会の組織編成も清掃活動も徐々に厳しい状態になっている。また、県営住宅の高層階に空き室が多く、階段側のハトのふん対策に困惑するとの相談も多く、こまめな清掃が不可欠で、階段側の開放部にネットを張る等の対策が望まれる。入居者による開放部のネット装着は個人では装着できず、業者に依頼せざるをえないと思うが、年金生活者には大きな出費である。以上から、自治会業務の委託化や清掃の在り方を見直す等の必要

がある。そこで、県営住宅における安心、安全な住環境確保に向けた取組として、(1)令和7年度までの床の段差解消や浴槽の改修工事40%完了目標に対する進捗状況、(2)入居者の高齢化に伴う自治会活動等の負担軽減について、土木部長に尋ねる。

**答弁（土木部長）** (1)県では、令和2年度に熊本県住宅マスタープランの改定により、令和12年度末の改修目標を50%としており、改修工事の進捗状況は令和2年度末で32%、令和4年度末で38%となっており、着実に整備を進めている。(2)県営住宅において入居者が減少し高齢化が進むと、共益費等の増加だけでなく、清掃等の自治会活動や良好な住環境にも影響が生じる。県としては、自治会活動等の負担軽減のため、入居者を増やす入居促進策と自治会活動の円滑な運営につながる支援策の強化が有効と考えている。入居促進策は、令和3年度から、定期募集に加え、高層階等の先着順での常時募集やインターネット受付を新たに開始した。さらに、令和5年度からは、60歳未満の単身者でも入居できるよう、一部で入居要件緩和を行っている。自治会活動の支援策については、共用部分照明のLED化を進め、植栽管理では、樹木剪定を県が行う等の取組を実施してきた。また、昨年度からは、清掃等の運営の工夫事例や自治会活動に関する市町の補助金制度を紹介する等、自治会活動の円滑な運営につながる情報提供も始めており、今後は、各団地からの相談体制の充実も図ってまいる。

#### 5 本県における国土強靱化の取組状況

##### (1) 河川の堆積土砂の撤去状況及び砂防工事の進捗状況

##### (2) 無電柱化の進捗状況及び今後の取組

##### (3) 予防伐採の進捗状況

**質問** 令和5年7月28日の国土強靱化基本計画変更の閣議決定では、中長期的課題として、事前防災対策の強化が重要であり、流域治水の取組として、気候変動の影響を考慮した河川整備計画を策定し、堤防や排水機場の強化、河道掘削、しゅんせつの実施等、防災インフラ整備をさらに推進する必要があると明文化されている。そこで、(1)県における河川の堆積土砂の撤去状況及び砂防工事の進捗状況、(2)県内の無電柱化の進捗状況及

び今後の取組について、土木部長に尋ねる。(3)集中豪雨や暴風による災害復旧に著しい支障を来すおそれがある道路沿いの倒木対策としての予防伐採の進捗状況について、農林水産部長に尋ねる。

**答弁（土木部長）** (1)国の国土強靱化予算を活用し、年間40万㎡程度の河川堆積土砂の撤去を行い、災害の未然防止に努めている。また、国の防災・減災、国土強靱化に関する3か年緊急対策や5か年加速化対策に基づき、令和4年度までに106か所の砂防施設が完了した。今後は砂防施設整備と併せて、土砂災害特別警戒区域からの住宅移転等のソフト対策も含め、国土強靱化に向けた取組を強力に進めてまいり。(2)昭和61年度から都市部中心に約109kmの整備を完了し、現在は、14路線、約37kmで緊急輸送道路を中心に無電柱化を進めている。このうち、益城町の県道熊本高森線や合志市の国道387号では、道路拡幅や土地区画整理事業と無電柱化を併せて進めている。

**答弁（農林水産部長）** (3)令和3年度から市町村に森林環境譲与税を活用した全国での取組状況についての情報提供や補助制度の提案を行い、森林環境譲与税を活用した予防伐採への取組が、令和3年度は2市町、令和4年度は5市町村で行われ、令和5年度には9市町村で取り組まれる予定である。今後も、県内外の先行事例の取組状況や取組む際の留意事項等の情報を市町村へ提供し、取組拡大に向けた支援を行ってまいり。

## 6 マイナンバーカードの信頼回復

**質問** マイナカードについては、障害者手帳のひもづけミス、マイナ保険証を使った患者が、医療機関窓口で医療費10割負担を求められたケースが確認される等、混乱が続いた。今回は申請窓口での事務処理ミスが主要因であるが、今後の総点検作業でも自治体が多くの実務を担うことになり、県としても自治体が円滑に作業できるよう課題を丁寧に聞き取り、ミスの事例を集めて分析、共有し、再発防止を支援していく必要がある。来年秋には、従来の保険証がマイナ保険証に一本化される予定であるが、医療機関や薬局の患者医療データの共有により、薬の重複処方を防ぐ等、医療の質を高め、医療費の適正化にも寄与できると思う。マイナンバーはデジタル社会の基盤であり、

カードの普及、活用には県民の信頼が不可欠である。そこで、県下におけるひもづけ誤り等の実態と確認作業の進捗状況及び県民の信頼回復のためどのように取り組むのか、デジタル戦略担当理事に尋ねる。

**答弁（デジタル戦略担当理事）** 県では、7月に熊本県マイナンバー情報総点検体制を構築し、市町村の進捗管理も含め、全庁的な体制で点検に取り組んだ。信頼回復には再発防止の徹底が不可欠である。一連の事案の多くは、職員による確認不足、パソコンの操作ミス等が主要因である。国に人為的ミスを防ぐシステムやチェック体制構築等を求めるとともに、県においては、市町村と連携し、適正な事務執行に努める。今後とも制度改正の内容を含め、マイナンバー制度の安全性や利便性について、県民に丁寧に情報発信を行ってまいり。

## 7 再エネ推進における現状と課題

(1) 昼夜間及び季節間格差の解消を目的とした揚水発電の導入

(2) 国の方針に基づいた水素の利活用

**質問** 第2次熊本県総合エネルギー計画では、2030年までに電力消費量に対する再エネ発電量を50%とする目標が定められているが、出力抑制が大きな問題である。出力抑制回避のため、電力系統への接続のみでなく、蓄電池や揚水式小水力発電等へのシフトが望ましい。揚水式は、昼間の余剰電力を利用し、水をくみ上げて夜間に発電させる仕組みで、蓄電池と同様の機能及び安定した出力が得られる。また、資源エネルギー庁は、令和5年6月、水素基本戦略を改定し、国の水素導入に向けた基本的考え方を示している。そこで、将来的にも多様化するエネルギー情勢に対し、(1)昼夜間格差及び季節間格差の解消を目的とした揚水発電の導入、(2)国の方針に基づいた水素の利活用についてどのように考えるか、商工労働部長に尋ねる。

**答弁（商工労働部長）** (1)現在、本県の揚水発電所として八代市坂本町に大平発電所があるが、揚水発電は、適地が山間部に限られ、多大な建設費用が必要となり、整備に時間も要するため、新規参入や増設はなかなか進まない状況である。このため、国においては、揚水発電の維持と機能強化のため、設備投資等への支援策が講じられている。

県としては、動向を注視しながら、まずは既存の揚水発電事業が長期的に役割を安定して果たせるよう、国と連携して取り組んでまいる。(2)県としては、国の水素基本戦略方針に基づき、官民や地域間で連携し、需要と供給の両面で取組を進める必要があると考えている。需要面では、1回の水素充填による走行距離が長い燃料電池自動車について商用車での導入拡大を図る。供給面では、令和4年度に、関西電力等の企業グループが小国町で地熱を活用した水素製造と周辺地域での利活用に関する調査を実施しており、県は需要が見込まれる企業の情報提供等の協力を行っている。県としては、関係機関と連携を密にし、水素関連産業の創出等にしっかりと取り組んでまいる。

## 8 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）に関する県の対応

**質問** 現行では、地下水から暫定目標値等を超えてPFOS及びPFOAが検出された際は、対策を各人で行うことになっているのではないかと。地域によっては、上水道設備の接続費用が高額になったり、隣家との調整が必要等、新しく水道に加入することが難しい場合も多いと推測される。そこで、将来的には、より明快な対応方法等が確立できるかもしれないが、現行で有効な対策として、活性炭によるフィルターによる一定の除去が可能ではないかとの見解が出ているため、影響が危惧される地域に対し、上水道への移行に加え、上水道への移行が困難なケースに対しては、活性炭の活用を検討してみてはどうか。いずれも公的支援が必要と考えるが、見解を環境生活部長に尋ねる。

**答弁（環境生活部長）** 浄水設備における活性炭の活用は、他県の自治体等でも行われており、有機フッ素化合物の除去方法として有効なものと考えている。なお、国によると、有機フッ素化合物の除去方法には、高圧膜処理やイオン交換樹脂処理など様々な方法があり、個々の現場の状況に応じた効果的な手法を用いることが重要ともされている。新たに暫定目標値を超える井戸等が確認された場合には、まずは、周辺住民に飲用を控えることを周知徹底するよう市町村等に助言し、その上で、水道水の利用を呼びかけたり、井戸等への浄水設備の設置を促したりする等、市町村等が住民

に対して最適な対策を取ることができるよう、国等の情報も活用し、しっかりと支援してまいる。

## 9 気候変動適応センターの取組状況

**質問** 気候変動適応法の施行により、本県も、地域の気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理及び提供等を行う拠点として、熊本県気候変動適応センターが、令和4年に熊本県環境生活部環境立県推進課内に設置された。近年の日本のみならず世界各地における気候変動の影響と言われる異常気象による甚大な被害が頻発する中で、気候変動の影響は、自然災害以外にも、農作物の成育不良や品質低下、生態系の変化及び熱中症、感染症のリスクの増大等、私たちの生活や社会、経済の様々な分野にわたっており、今後、地球温暖化の進行に伴い、さらに深刻な影響をもたらすおそれがあると推測される。そのため、県では、第六次熊本県環境基本計画において、特にリスクに備えた社会づくりとして、気候変動の分野別対策を4分野から7分野に再編、拡充した取組を推進している。そこで、熊本県気候変動適応センターでは、様々な分野において適応策を推進するため、どのような取組を行っているのか、環境生活部長に尋ねる。

**答弁（環境生活部長）** 気候変動への適応策を推進するため、令和4年3月、7つの分野を所管する試験研究機関や関係課で構成する熊本県気候変動適応センターを設置した。適応センターでは、農林水産分野では高温に強い品種の育成・普及、健康分野では熱中症や感染症対策等、気候変動の影響に関する情報収集や各分野における取組の集約を行っている。その中から、県民が地球温暖化の様々なリスクに備えるための情報発信も役割の一つである。具体的には、適応センター通信を発行し、熱中症対策や自然災害への備え等、県民に実践していただきたい取組等について、周知、啓発を行っている。また、小中学校向けの環境出前講座等でも、地球温暖化防止策について説明するとともに、子供でも行うことができる適切な水分補給やエアコン利用等について分かりやすく伝えていく。今後とも、国や他県の適応センター、大学等と連携し、県民生活に身近な適応策について適切な周知啓発に努めてまいる。

# 一般質問の概要

(代表質問) 令和5年9月22日

自由民主党 吉田孝平



## 1 国際スポーツ大会の開催に向けた機運醸成

**質問** 去る7月に行われたラグビー日本代表の国際試合は本県では6年ぶりの開催となったが、この試合における成果、今後の国際スポーツ大会開催の成功に向けた課題について尋ねる。また、間近に迫った2つの国際スポーツ大会開催に向けての機運を高め、大会を成功させるためにどのように取り組まれるのか、以上二点、観光戦略部長に尋ねる。

**答弁(観光戦略部長)** ラグビー日本代表国際試合の経済波及効果は約5億8,000万円と試算しており、一定の成果を上げることができたと考えている。今後の課題は、観客誘導、一部渋滞の解消で、より円滑な運営ができるよう対策を検討してまいる。次に、国際スポーツ大会の成功に向けた機運醸成について、ツール・ド・九州については、SNSの活用など様々な方法を駆使し、県内外への周知に努めている。熊本マスタースジャパンについては、バドミントンファンへのPRに力を入れ、県内各地で大会の面白さをアピールしている。今後、スポーツ大会の成功に向け、交流人口を拡大するとともに、国内外へ地震や豪雨災害から復興する本県の姿を発信してまいる。

## 2 中小企業者に対する支援

**質問** コロナ融資の返済が本格化する中で、仕事はあるのに、人材不足により仕事がこなせないといった声も聞くようになった。また、最低賃金の上昇は、売上げ回復や価格転嫁が十分に進んでいない事業者において非常に厳しく、国や県には支援を求める声も届いている状況にある。そこで、県として、こうした声にどのように応えていくのか、商工労働部長に尋ねる。

**答弁(商工労働部長)** コロナ5類変更後、人流、物流は回復傾向にあるが、事業者を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあると認識している。さらに事業者の方々からは、物価高騰等の影響で利益が上がらない中、人件費が上昇することに負担を感じ、国と県に支援してほしいとの声が上がっている。こうした状況を踏まえ、本県としては、

生産性向上に資する国や県の事業を積極的に活用し、経営基盤の強化に取り組む意欲ある中小企業者を後押しすることにより、持続的な賃上げを実現するとともに、人材不足の解消にもつなげていく必要があると考えており、そのために必要な予算を今定例会に提案している。引き続き、商工団体と連携を密にし、中小企業者の方々に寄り添い、必要な施策を躊躇なく実施することで、県経済の維持発展に努めてまいる。

## 3 TSMCからの出向者等への対応

**質問** TSMCから本県への出向者等が熊本で生活を始めるに当たっては、様々な困難や困り事が出ることが想定される。また、コミュニケーションがうまくとれず、地域の中で孤立することも想定される。そこで、台湾の方々が地域住民との間で相互理解を深めながら、本県での生活に早くなじんでいただくため、県としてどのような取組を実施しているのか、観光戦略部長に尋ねる。

**答弁(観光戦略部長)** 県では、日本人と言葉や生活習慣の異なる台湾の方々が円滑に生活できるよう、JASMと県、関係市町との定例会を開催、要望や課題について、県庁内や関係市町内で共有し、連携を図りながら対応策の検討を行うこととしている。また、外国人のための生活ガイドブック繁体字版の改訂や県外国人サポートセンターへの台湾相談ホットラインの設置を行い、JASMを通して周知を図っている。さらに、様々なイベントの開催や県内各地の観光情報等を伝えるとともに、県内周遊観光モニターツアーを実施する。参加者の皆さんに熊本の魅力を体感していただき、SNSや口コミでその感想などを台湾などへ伝えていただくことで、さらなる誘客につなげてまいる。今後とも、台湾をはじめ、様々な国、地域の方との交流を促進し、共に生きていく多文化共生社会に向けた取組をさらに進めてまいる。

## 4 ゼロカーボン社会の実現に向けた取組

### (1) バイオディーゼル燃料の推進

### (2) プラスチックごみの削減

**質問** (1) バイオディーゼル燃料は、植物由来の廃食油を原料として作られる燃料で、軽油の代わりにバイオディーゼル燃料を100%使用すると、植物が

吸収したCO<sub>2</sub>が排出されるため、実質CO<sub>2</sub>の排出はゼロになる。そこで、県内での利活用は進んでいるのか、また、県は、今後どのように推進していくのか、環境生活部長に尋ねる。

(2)ゼロカーボン社会の実現のためには、天然資源の消費の抑制を図り、もって環境負荷の低減を図る環境型社会からプラスチックごみの削減は必要。また、海洋プラスチックごみによる環境汚染を防止するためにも、重要な取組と考える。そこで、プラスチックごみの削減について、県ではどのように取り組んでいくのか、同じく環境生活部長に尋ねる。

**答弁（環境生活部長）** (1) 本県では、高純度バイオディーゼル燃料について、地産地消のエネルギーとして利用促進に取り組んでいるが、県民への認識も高まっていないこともあり、利活用はまだ限定的なものとなっている。そこで、県では、パンフレットや地元経済誌を活用し、高純度バイオディーゼル燃料の基礎的な情報や利活用事例等に関する情報発信を行っている。今後、さらなる認知度向上に努め利活用の推進を図ってまいる。

(2) プラスチック製品の使用を削減するためには、消費者だけでなく、プラスチック製品を提供する事業者側の理解が深まることも重要で、飲食店や小売店等における代替製品の導入促進に取り組んでいる。また、消費者である県民に対しても、紙製のストローや木製の食器を提供しているお店の利用を呼びかけるなど、身近なところでできる取組を促してまいる。

## 5 県動物愛護センターの整備状況と今後の活用

**質問** 新しく完成する新動物愛護センターは、譲渡推進のための適正な飼育管理とともに、県内の動物愛護拠点としての役割を期待されている。そこで、新センターの現在の整備状況と竣工後の活用に向けた取組について、健康福祉部長に尋ねる。

**答弁（健康福祉部長）** 新たな動物愛護センターは、現在、本館の内装工事や外構工事を行っており、今年度末に開所式を行い、新年度に入ってオープニングイベントを開催する。開所後は、新センターの機能を生かし、県民の皆様を対象にした動物愛護啓発、保護動物の譲渡会、適正飼養講習会やしつけ方教室など、積極的に実施してまいる。また、

命の貴さや動物との共生への理解など、年齢に応じた学びの提供を計画しており、教育委員会や市町村等とも連携し、命の教育の拠点となるよう取り組んでまいる。

## 6 多様な学びの場の整備

**質問** 特別支援学校の児童生徒数の増加とともに、小中学校の特別支援学級の児童生徒数も増加の一途をたどっており、特別支援教育のさらなる充実が必要であるとの声を聞いている。支援を必要とする児童生徒に対し、さらに充実した教育が必要ではないかと感じており、これらに対応するため、今年度から始めた多様な学びの場整備事業の取組、進捗状況について教育長に尋ねる。

**答弁（教育長）** 県教育委員会では、今年度から、個々の児童生徒の状況に応じた学びの場を判断するための基準の検討、学びの場の整備、教職員の指導力の向上の3本の柱で取り組む、多様な学びの場整備事業を実施している。現在、市町村に対して公募を行い、八代市、南関町、錦町をモデル地域として指定、今後、モデル地域内の児童生徒や学校の状況などを調査しながら、課題の整理及び改善策を検討してまいる。また、特別支援学校の全教職員を対象に、自立活動を中心とする実践的研修を年間5回程度実施することとしており、専門性の向上に取り組んでまいる。

## 7 子供と家族と一緒に休める環境整備

**質問** 政府は、学校休業日の分散化、有給休暇取得促進等に官民一体で推進することとし、全国知事会の休み方改革PTにおいても従業員が子供の休みに休暇を取りやすくする環境づくりや家族の休暇に合わせて子供が学校を平日に休むことができる環境整備に取り組むことなどの提言がなされた。そのことを踏まえ、本県の学校において、子供と家族が平日一緒に休め、体験的な活動等ができる環境づくりについてどのように考えるのか、教育長に尋ねる。

**答弁（教育長）** 県教育委員会では、本年4月、全ての県立学校に対し、休業日の取扱いを弾力化し、学校長の判断で夏季休業日等の分散化を可能とする制度を導入した。引き続き本制度の周知を図り、各学校における活用を促進してまいる。



(一般質問) 令和5年9月22日



立憲民主連合 幸村 香代子

### 1 性暴力から子どもたちを守る取組

#### (1) 性犯罪・性暴力対策の更なる強化方針を受けて

**質問** 今、子供たちが被害者となる性犯罪、性暴力が深刻な状況にあり、子供たちを性暴力から守る動きが社会全体で広まっている。ネット社会では性の情報が氾濫し、被害者や加害者の年齢は低年齢化、性被害は多様化して、対策や対応が急務である。政府も子供等の性被害防止に向け緊急対策を取りまとめ、今年度から3年間を性犯罪・性暴力対策のさらなる集中強化期間と位置づけ、相談しやすい環境整備等を取組の柱としている。そこで、相談しやすい窓口と体制づくり、相談窓口を周知する方策について、環境生活部長に尋ねる。

**答弁(環境生活部長)** 本県では、「ゆあさいどくまもと」を開設し、24時間体制の電話相談等、性暴力被害者を支援している。子供への性的虐待には児童相談所と関係機関が連携して対応し、精神保健福祉センターは臨床心理士による面談を行っている。SNSの活用等により、相談しやすい環境整備にも努めている。また、学校での出前講座や相談窓口が掲載されたカード配布等を行っている。引き続き被害者が相談しやすい体制づくりや窓口の周知啓発に取り組んでまいらる。

#### (2) 教育委員会における「生命の安全教育」及び「性に関する指導」の取組

**質問** 文科省推進の「生命の安全教育」の内容は、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育及び啓発である。内閣府の若年層への調査では、26.4%が性暴力の被害を受け、その約半数は相談先につながっていない。また、加害者は学校の教職員等が最多であるなど、学校での対策が急務である。そこで、生命の安全教育の取組と相談窓口の周知、関係機関との連携について教育長に尋ねる。次に「性に関する指導」については、本県は若年層の妊娠中絶率が高く、憂慮すべき現状である。学校での性に関する指導の役割は極めて大きく、成長過程に応じて教える必要がある。そこで、性に関する指導の充実について、先生の研修等、取組状況を教育長に尋ねる。

**答弁(教育長)** SNSに起因する性犯罪等は増加

傾向で、児童生徒が加害者となる事犯も増えている。このため、各学校の研修等に活用するため管理職の研修会等を行い、また、児童ポルノの具体例を県独自の啓発資料により周知している。さらに、関係機関の相談窓口一覧を作成し、児童生徒等に配付している。次に、性に関する指導充実に向けた取組では、児童生徒の発達段階に応じて、妊娠・出産等に関する集団、個別の指導を組み合わせよう周知している。また、専門家による性教育講演会等で指導の充実を図り、さらに、SNSによる被害等防止のためリーフレットを作成し、教職員の適切な対応を支援している。

### 2 加齢性難聴者の認知症予防

**質問** 認知症と難聴の因果関係について、認知症施策推進総合戦略の中で、難聴が認知症の危険因子の一つと明記されている。一方、日本の難聴者の人口比率は世界で3番目に多く、難聴治療の啓発が不十分で適切な検査に結びついていない。先の国会で認知症基本法が成立し、自治体も地域の実情に応じた計画策定の努力義務が課された。県計画策定の際は、当事者の意見が反映される取組をお願いしたい。難聴を早期に対処すれば、高齢者の社会参加や労働意欲向上、健康寿命延伸、医療費抑制につながる。そこで、難聴と認知症の関係について、県の認識を健康福祉部長に尋ねる。

**答弁(健康福祉部長)** 国立長寿医療研究センターは、平成30年度から難聴と認知機能との関係を解明する研究を始めた。これによると、難聴と認知機能低下の関係については、一定の相関関係は確認されるが、因果関係については研究結果を得るに至っていない。6月成立の認知症基本法は、国民一人一人が支え合い共生する活力ある社会の実現に向け取り組むとしており、県もその認識の下、難聴と認知症の関係については、国の研究の進捗状況を注視し、必要な取組を進めてまいらる。

### 3 産科医・小児科医の確保

#### (1) 周産期医療における第7次熊本県保健医療計画のまとめ

#### (2) 熊本労災病院産科の来年3月末の休止

#### (3) TSMCの進出による病院・診療所受診の対応

**質問** 2019年4月施行の働き方改革関連法は、人手



確保が難しい医師等は適用が猶予され、2024年4月から適用されるが、地方では大学病院からの派遣で医師を確保している状況で、その影響が懸念される。特に、産科医等の不足は全国的な問題であり、以下3点を健康福祉部長に尋ねる。(1)本年度、第7次熊本県保健医療計画の最終年度となるが、周産期医療の現段階のまとめと課題、第8次計画の主眼を尋ねる。(2)熊本労災病院の産科が2024年3月末で休止との報道で不安の声がある。当病院は地域周産期中核病院で、産科休止となれば八代や人吉・球磨地域から熊本市内まで搬送が必要となる。休止を回避する対策はないのか、県の対応を尋ねる。(3)TSMCの進出により、台湾から多くの従業員やその家族が来熊する。医療機関を受診する際の通訳等、本人や病院関係者が安心して対応できる環境は整っているのか尋ねる。

**答弁（健康福祉部長）** (1)本年2月の第7次保健医療計画の総合評価では、おおむね予定どおり推進と評価したが、球磨圏域で産科の中核病院が分娩休止となるなど課題がある。このため、現在、周産期医療協議会等で現状や課題の整理等、第8次計画策定に向け協議を進めている。(2)熊本労災病院の産科休止による地元住民の不安は理解しており、県南地域の安全、安心な分娩環境の確保は重要な課題である。一方、熊本大学からは、派遣する医師の確保が困難とも聞いている。今後も熊本大学と連携し、関係者の協議の場を設けるなど、新たな連携体制構築に取り組んでまいる。(3)現在、県は総合医療情報システムで外国人への医療機能情報を中国語等で提供しており、外国人サポートセンターでは、多言語での生活相談等を受けている。今後もこれらの取組を続けてまいる。

#### 4 食料危機への対応

##### (1) 世界的食料危機についての認識

##### (2) 地産地消の推進

**質問** ロシアのウクライナへの軍事侵略で穀物価格は急騰して食料品が値上がりし、食料危機に陥る恐れがある。一方で国内農業は、食料自給率の低下、農業従事者の減少、異常気象や災害等、大変厳しい状況にある。しかし、食料・農業・農村基本法の検証で取りまとめた資料では、現時点で食料自給率の数値目標がなく、明らかに後退してい

る。県は、県民の食と農を守る取組を推進すべきで、その基本となる考えは地産地消である。そこで、世界的食料危機についての認識を知事に、地産地消の推進について農林水産部長に尋ねる。

**答弁（知事）** 県はこれまで、農地集積や後継者育成等、食料の安定供給に資する取組を実践してきたが、ロシアによるウクライナ侵略で、穀物価格の高騰や食料価格の上昇等、食料危機が身近に起こり得ることを実感した。国は、食料・農業・農村基本法改正に着手し、審議会の最終答申で、平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立との論点から、基本理念を見直すべきとしている。今後、国の施策とこれまでの県の施策を組み合わせ、本県の食料の安全保障につなげてまいる。

**答弁（農林水産部長）** 地産地消は、経済の循環や地域活性化を促進して食料の安全保障に寄与し、県民生活に豊かさをもたらす。本県では、相対的に若年層の地産地消の関心が低いため、昨年10月にSNSを活用して情報発信を強化した。今後も情報提供に努め、産地と消費者の距離を縮めてまいる。また、学校給食での県産食材の利用推進や農業体験での食育により、地産地消への理解促進と食と農に愛着を持つ若者育成を図る。さらに、社員食堂で県産食材の利用促進を図る。本県の食と農を守り、地産地消が浸透するよう取り組む。

#### 5 インボイス制度

**質問** 10月1日に始まるインボイス制度だが、導入までの最終局面で様々な不安や反対の声が噴出している。このような状況を踏まえ、インボイス導入に伴う本県の中小企業者への影響及び今後の県の対応について、商工労働部長に尋ねる。

**答弁（商工労働部長）** 免税事業者が課税事業者に移行しないことで、取引を失うことが懸念されている。課税事業者に移行すれば税額分が価格転嫁され、消費者の負担増になるとの意見もある。知事会で支援策を要望した結果、国は納税額を軽減する激変緩和措置を講じた。本県の3月末のインボイス事業者への登録率は約9割で、制度周知は進んでいる。また、今のところ大きな混乱は聞いていない。県は、セミナーでの制度周知、商工団体による相談対応等の取組支援を行ってきた。引き続き事業者寄り添い取り組んでまいる。



(一般質問) 令和5年9月22日

新社会党 岩中伸司



### 1 川辺川ダム建設について

**質問** 蒲島知事は、2008年4月、知事に就任し、その年の9月には、川辺川ダム計画を白紙撤回した。しかし、2020年7月4日の球磨川洪水による甚大な被害を受け、球磨川流域を中心に、災害関連死2名を含む67人の命が奪われたことなどから、川辺川ダム建設容認へと方針転換を図っている。そこで、(1)2008年9月にダムによらない治水対策を追求すべきと表明したその理由、(2)ダムによらない治水対策の具体的な取組、(3)2020年11月に流水型ダム建設容認を表明した理由、以上3点について、それぞれ知事の見解を尋ねる。

**答弁(知事)** (1)有識者会議での多様な意見を踏まえ、私自身、幾度となく現地へ赴き、球磨川そのものが地域の守るべき宝であるとの思いに至り、当時の民意はダムによらない治水を望んでいると判断した。(2)河道掘削や宅地かさ上げをはじめ、人吉市での築堤や八代市萩原地区での堤防強化、市房ダムの予備放流による洪水調節容量の拡大など着実に事業を進め、全ての被害を防ぐことはできなかったものの一定の効果があったと考えている。(3)令和2年7月豪雨の甚大な被害の状況を目の当たりにして、二度とこのような被害を起こしてはならないと固く決意し、全ての流域市町村の住民や様々な団体の方々の思いを直接聴くなど、あらゆる民意に向き合い、皆様に共通する心からの願いは「命と環境をともに守る」ことであると受け止めた。世界的規模で頻発する想定外の豪雨に対応するため、新たな流水型ダムを含む「緑の流域治水」を、国や流域市町村、そして地域住民と一緒に推進してまいる。

### 2 TSMC進出に対応した地下水保全と水質確保

**質問** 半導体の製造には、シリコンウエハーの洗浄などに大量の水が使われており、菊陽町のJAS M新工場だけでも1日に8,500トン、年間約310万トンの地下水を採取する計画であり、これは熊本市と周辺11市町村の採取量の約2%に当たる。JAS Mは使う水の75%以上をリサイクルし、地下

水涵養の取組を進めるようだが、近年、都市化の進展や政府の減反政策等により、地下水を蓄える機能を持った「涵養域」が減少している。県は、TSMCの進出で、地下水の収支バランスを保てないおそれがあるとして、目標涵養量の見直しに着手し、今年4月、地下水涵養指針を見直す有識者会議を設置しているが、県民の中には、水質汚染など環境変化について不安を覚える面がある。県民の不安を解消するためには、十分な調査と県民への丁寧な説明が必要だと思うが、今後の対応について、環境生活部長に尋ねる。

**答弁(環境生活部長)** 地下水は、熊本市圏100万人の生活と産業を支えるかけがえのない熊本の宝であり、その恵みを未来に引き継ぐ必要がある。持続的な地下水利用が図られるよう、新規に取水する井戸について、事業者に求める涵養目標を、取水量の1割から原則10割に見直す。また、具体的な涵養に向けて、農業者の方々と、涵養期間の拡大や白川中流域での冬期湛水の実施などについて検討を進める。さらに、工業用地や宅地等への雨庭、雨水浸透ます、浸透性の調整池の設置など、様々な涵養を推進する。JAS Mからの工場排水は、下水処理場において、法令等で定める排水基準以下に適正に処理され、坪井川に放流されるが、県としては水質確保のため、関係市町と連携し、各段階でしっかりと監視を続ける。また、法令等に基づく監視の対象となっていない金属類や化学物質等については、今年8月から、坪井川や河口域等の水質等を対象とした環境モニタリングを実施している。TSMC進出による本県の経済発展と地下水をはじめとした環境保全の両立に向け、着実に取組を進めてまいる。

### 3 阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道について

**質問** 2008年6月に、空港アクセス整備は多額の費用が必要であり、需要量は採算性の確保に十分とは言えず、当面、具体的な事業推進は困難と判断されていたものの、10年後の2018年に、空港周辺を取り巻く環境の変化を踏まえ、改めて調査・検討に着手している。昨年、肥後大津ルートを決定制し、今年からは、準備期間として、具体的に鉄道概略設計等調査、測量、地質調査等環境アセスメント、都市計画決定手続、鉄道事業許可、工事施

工認可などを進め、2027年には、用地取得、土木・設備工事など、約410億円かけて鉄道建設に着手していく予定とのこと。空港までの交通手段として、JR肥後大津駅から空港アクセス鉄道を利用するのは、同駅周辺に住んでいて、かつ自家用車のない人が中心で、ほかには海外からの渡航者くらいではないかと思われ、「利用者の見込みが甘い」と県民であれば誰でも思うはずである。空港アクセス鉄道の建設については、中止することを強く求めるが、蒲島知事の認識を尋ねる。

**答弁（知事）** 知事就任以来、空港周辺地域の活性化とさらなる発展を目指す大空港構想を推進してきた。空港へのアクセス改善は、この構想を実現するための大きな取組の一つ。今年8月に開催された新大空港構想有識者会議においても、早期実現を強く求める提言があり、期待は高まっている。将来にわたって持続可能な事業であることを判断するための利用者の見込みについても、専門的知見を踏まえており、客観的に妥当なものであると認識。また、半導体関連産業の集積を図る上で、道路整備に加え、公共交通網の充実強化が求められており、空港アクセス鉄道は必要と考えている。空港アクセス鉄道なくして熊本の発展なしとの意気込みを持って、国やJR九州との協議などを進め、早期実現に向けて取り組んでまいらる。

#### 4 有明海の現状と再生について

**質問** 有明海での魚介類やノリ養殖等の漁獲量は減少傾向にあり、これは、諫早湾干拓事業により有明海の生態系に悪影響が及んだことが大きな要因ではないかと認識。1997年4月14日に堤防が閉め切られて以降、有明海の潮流が遅くなり、ノリ養殖も、赤潮の異常発生による色落ち被害によって大きな不作になり、アサリやタイラギ等も激減し、タイラギ漁は現在でも休業が続いている。諫早湾干拓事業の全長7キロメートルにも及ぶ堤防閉め切りが与えた影響は、有明海にとって重大な問題であり、有明海の再生は厳しくなる一方で、県の漁業に与える影響はさらに悪化することが予想される。今後の有明海におけるアサリを中心とした水産資源の回復に向けた取組をどのように進めるのか、農林水産部長に尋ねる。

**答弁（農林水産部長）** 県では、有明海沿岸の3県

及び国と協調し、沖合での海底耕うんによる漁場環境の改善に取り組んでいる。また、4県協調による有明海特産のアサリ、タイラギの幼生の調査をはじめ、ガザミやクルマエビ等の稚魚の放流、アサリ、ハマグリ保護、タイラギの育成による増殖など、様々な取組を進めている。その中でも、アサリは、海水からプランクトンを摂取するため、水質浄化につながることから、県では、アサリの資源回復に向けた生息環境の改善と増殖を重点的に進めている。荒尾市から宇土市までの漁場において、漁業者の方々による稚貝を効率的に集める網袋やナルトビエイ等の食害から保護する被覆網の設置を支援し、母貝団地の造成に取り組んだ結果、令和4年の浮遊幼生量は、過去5年平均の約2倍となり、稚貝の発生漁場が増えるなど、着実に資源の増加につながっている。今後とも、漁業団体や関係市町と連携し、アサリをはじめとした有明海の水産資源の回復に向けて、3県及び国と協調し、積極的に取り組んでまいらる。

#### 5 県庁舎の冷房について

**質問** 今年の夏も、連日30度を超える猛暑が続き、国民生活における熱中症予防の取組等が重視され、広く周知された。県庁舎内も、厳しい暑さが続く中、働きやすい職場環境にしなければならないが、県としては、原則として、冷房運転を7月3日から9月15日までとしながら、空調運用方法については、時間や各部屋の状況などによって個別に温度調整を行うこととしているが、各部屋でほとんどの机の上に卓上扇風機が置かれていて、部屋の暑さを強く感じる。職員の働く場所は、来客者のためにも、空調設備の改善が必要であると考えるが、快適な環境の県庁舎にするための配慮について、総務部長に尋ねる。

**答弁（総務部長）** 県庁舎の冷房の設定温度は、法律に基づき、快適な環境の基準値である28度以下となるようにしている。実際の運用では、各執務室内の温度や湿度をモニタリングし、不快指数や執務環境を把握しながら、吹き出し温度を変えるなどして室内温度が28度以下となるように調整している。県としては、今後も空調運転の柔軟な運用を行うことで、省エネ対策と良好な執務環境の両立を図っていききたいと考えている。



(一般質問) 令和5年9月25日

熊本維新の会 星野愛斗



## 1 交通渋滞緩和に向けた信号制御等の取組

**質問** 熊本都市圏の交通渋滞は重要課題で、新たに10分・20分構想などが打ち出されているが、道路整備は10年、20年の長期の事業である。そこで、考えられるのが信号機制御による渋滞緩和策である。昨年4月、NEDOがAIを活用した信号制御システムの実証実験成功が公表された。信号制御は、感知器による制御方式などがあると思うが、本県も最適な信号制御を進めてほしい。そこで、①本県の制御はどうなっているのか。②制御の改善や新技術など検討しているのか。③実用化が予想される先進技術の本県が率先して導入すべきと考えるが、いかがか。警察本部長に伺う。

**答弁(警察本部長)** ①県下に約2,800基の信号機があり、約3分の1は集中制御式で、車両感知器で交通量や速度等の情報を収集し、最適な信号の周期や秒数などを算出し制御している。残りは単独制御式で、曜日や時間帯に応じた周期等を設定して運用している。②新たな感知器の整備と信号制御の見直しや単独式の集中制御化を進めている。③現在、警察庁でAI活用を含め交通管制システム高度化の研究を行っており、その成果が標準仕様に反映されれば、より高度なシステム導入も可能となる。警察庁の動向を注視してまいる。

## 2 TSMC進出等に伴う地下水に関する問題点

### (1) 熊本地域の地下水における現状認識

### (2) 地下水涵養指針等の改正に係るパブリック・コメント手続

**質問** (1) TSMCや関連企業の進出で地下水の需給バランスが崩れ、工場排水による河川や有明海の水質汚染を心配する声も寄せられている。そこで、質問する。熊本地域地下水総合保全管理計画の第3期行動計画では、目標年度の2024年度における地下水収支の試算として「管理計画策定時に目指した地域のシンボルである湧水が、より潤いのある水辺環境へと改善されるほどの豊富な地下水がある状態とは言えない」と記載がある。一方、地下水涵養指針見直しのパブリックコメントの公表資料等は、地下水収支バランスが取れている前提

で策定されている。どちらが正しい認識なのか。(2)パブコメ実施要綱では素案の公表が規定されている。しかし、涵養指針等見直しのパブコメでは、素案そのものは掲載されず手続に瑕疵があると思う。また、環境審議会答申が非公表で、どういう答申に基づいて改正するのか分かりにくく、パブコメに効力があるのか疑問を感じるが、改正を進めるのか。環境生活部長に伺う。

**答弁(環境生活部長)** (1)第3期行動計画で「県地下水観測井戸の水位や江津湖の湧水量の推移は、横ばいまたは回復傾向」と記載され、策定時と現在で同様の認識である。(2)パブコメは、概要とイメージ図も用いて分かりやすく示しており、瑕疵はないと考えている。涵養目標の引上げは、早期に導入が必要と環境審議会でも指摘されており、パブコメの意見を踏まえ、改正を進める。

### (3) 環境影響評価条例施行規則及び地下水涵養指針の改正

**質問** ①県の環境影響評価条例では、工業団地の造成は、50ha以上で環境アセスを求めるが、地下水保全地域は25ha以上と厳しくしている。今回、地下水採取量と開発で減少する涵養量を超えて涵養を行う者は50ha以上に緩和しようとしているが、これまでどおり求めるべきと思う。どうお考えか。また、緩和でアセス免除になった者が十分な涵養を行わなかった場合のペナルティーはあるのか。②環境影響評価条例が規則に委任する要素は、規模と実施地域等のみと「一律」に定めているが、事業者が行う環境保全措置等を考慮して「個別」に基準を規定しようとしており、今回の改正は条例の委任を逸脱していると考えるが、いかがか。③パブコメ資料には、涵養の義務化と明記がある。一方、涵養指針の新旧対照表や条例は努力義務とある。下位規定の指針改正で、条例を超えて義務化する考えか、環境生活部長に伺う。

**答弁(環境生活部長)** ①改正は、自主的涵養を促すため、採取量を超える涵養を行う事業者はアセス規模要件が緩和されることから、積極的な涵養を促すことができると考える。また、環境影響評価条例では、知事は、事業者が評価、事後調査、その他の手続を実施しないとき、勧告及び公表ができるとされている。それも念頭に積極的な取組を促す。②条例規定の規模や実施地域は例示であ

り、今回、影響が著しくなるおそれがあるものを定めるもので、対象事業の定義に沿っていると考える。③事業者は、地下水採取許可申請時に涵養計画書の提出が必要。許可後も涵養実施状況を毎年度報告する義務がある。現行指針でも、涵養目標達成の措置は担保されていると考えている。

#### (4) 地下水涵養指針の問題点と水質保全

**質問** ①県などの湛水事業の資料では、平成23年の1,888万 $\text{m}^3$ の涵養がピークで、今後大きな増加は見込めないと思う。涵養域の農産物購入は新たな涵養にはつながらず、くまもと地下水財団への協力金等も、財団が他地域で涵養事業を拡大できるのか疑問で、今後、集積する企業の取水量を賄う涵養拡大の見込みは立っているのか。②TSMCの排水に含まれる物質とその量を県で把握しているのか。工場排水を大量に有明海へ放出するので、常時の監視が必要。第2工場など想定した取水や排水の総量規制も検討する必要がある。しっかりと現状を分析した取組が必要と感じるが、どのように対処するのか。環境生活部長に伺う。

**答弁(環境生活部長)** ①湛水開始の4月前倒しや冬期湛水など、実現可能な策の検討を進めている。白川中流域以外で湧水等利用の湛水に取り組み、本年度のJASMの取水量を超える涵養を見込む。農産物購入は、涵養域の維持の役割を担う。②JASMの使用薬品等は、届出などで、使用方法、処理等も含め確認している。工場排水は、菊陽町で基準を確認し、県の下水処理場で適正処理され、排出先の坪井川や河口域で、熊本市が確認する。関係市町と連携し、各段階で監視を続ける。規制外の金属類や化学物質も8月から河川水や地下水など環境モニタリングを実施している。

### 3 太陽光発電設備設置のゾーニング規制等

**質問** 山林や農地などに太陽光発電設備が設置され、世界文化遺産登録を目指している阿蘇にもメガソーラーが草地などを覆って設置されている。公益的機能を有する森林や草原を開発してまでの太陽光発電設備導入には反対で、導入地域と抑制地域を分ける規制が必要と思う。そこで、(1)山林等開発による太陽光発電設備導入の抑制対策はどうなっているか。本県独自の取組など行っているのか。商工労働部長に伺う。(2)世界遺産登録を目指

す阿蘇は、他県等より踏み込んだ取組が必要ではないか。国や市町村などとも連携した対策などを進めているのか。企画振興部長に伺う。

**答弁(商工労働部長)** 令和3年度から、市町村や地域住民と意見交換を行い、太陽光発電等の適地誘導のため、ゾーニング調査を実施し、今年度は、地球温暖化対策推進法に基づき市町村が設定する再エネ促進区域に関し、環境配慮基準を策定する。市町村は、県基準に基づく再エネ促進区域の設定を行い、区域内の再エネ事業に環境保全等を求め、これを満たす事業者の計画を認定する。

**答弁(企画振興部長)** 令和2年1月、知事と阿蘇郡市の市町村長が、阿蘇の景観を守る宣言を行った。今年2月に、太陽光発電施設の設置に関する景観配慮ガイドラインを策定し、運用を開始。草原には原則、太陽光発電施設を設置しないことや計画段階や事業実施において配慮いただきたい事項等の遵守を求めており、現在、阿蘇郡市の市町村と連携し、事業者と協力を依頼している。

## 4 教職員の労働環境

### (1) 年次有給休暇

### (2) デジタル化による業務改善等

**質問** (1)令和4年度、県教職員の年休取得平均日数は13.3日。令和7年度の目標は15日で、今後も改善が必要である。そのような中、熊本市は今月から、市教職員の年休取得期間を9月からとされた。夏休み等とも重なり、年休消化しやすいと考えられる。そこで、県も、年休の取得時期の変更や取得促進の取組をされる予定はあるのか伺う。(2)玉名高校の教員から、テスト答案の自動採点ソフトがあり便利だと聞いた。教員の負担軽減等につながる試みだが、今後広げていくのか。学校現場のデジタル化による業務改善等で、こういった取組に力を入れているのか、教育長に伺う。

**答弁(教育長)** (1)県教委では、夏季休業中の学校閉庁日の設定、夏季休暇と合わせたリフレッシュ休暇などの取組を行っている。年休の付与時期の変更は、現時点では考えていない。(2)御指摘のソフトは、今年度、13のモデル校に試験導入しており、検証結果を踏まえ、令和6年度以降の導入を検討したい。また、児童生徒の成績などを管理するシステム導入など、負担軽減を図っている。



(一般質問) 令和5年9月25日

自由民主党 立山 大二郎



### 1 動物愛護の取組

**質問** 多頭飼いトラブルや、飼い主のいない猫への餌やり等による問題解決には、避妊去勢手術が有効であり、県では、猫を保護し、避妊去勢手術を受けさせる個人又は団体に費用の補助を行っている。昨年度は、8月末に受付が予算上限に達し、今年度は予算増額された。また、「地域猫活動」も有効だが、住民への普及啓発が必要と考える。そこで、今年度の補助金申請状況と地域猫活動の普及啓発の取組について尋ねる。次に、業者による動物の不法遺棄や劣悪環境での飼育について、2021年に警察が摘発した動物愛護法違反事件は、統計開始の2010年以降最多となり、強い指導が必要と考える。そこで、悪質行為を未然に防止する取組と、動物取扱業者にどのように指導されているのか、以上2点を健康福祉部長に尋ねる。

**答弁(健康福祉部長)** 平成30年度から、飼い主のいない猫の避妊去勢手術の補助を実施し、申請は年々増加している。今年度は8月末時点で474頭、425万5千円分の申請があり、引き続き効率的な予算執行に努めてまいる。地域猫活動の普及啓発は、広報誌等で周知を行うほか、保健所の相談対応時の助言、自治会等への補助も行っている。現在整備中の新動物愛護センターを拠点に、新たな取組の検討や地域猫活動の講座開催など、普及啓発の強化を図ってまいる。次に、本県では動物取扱業者登録、更新の際に、法に基づく基準に適合しているか、管轄保健所が申請書類と現地調査により確認している。また、毎年責任者に必修研修を行い、法令順守の徹底を図っており、不適正飼養事案は、厳正に対処してまいる。

### 2 鳥獣害対策の持続性を高める施策

**質問** 野生鳥獣による農作物被害対策の問題は狩猟免許所持者の高齢化による人材確保、捕獲後の処理が大きい。若者に働きかける施策や啓発活動が、興味関心を引く契機になると考えるが、各種団体や教育機関への免許取得の啓発活動に係る考えを環境生活部長に尋ねる。次に、捕獲した鳥獣は埋設または焼却処分され、県では大半が埋設処分

ある。令和3年に天草市有害鳥獣処理施設が減容化施設を整備し、処理の負担軽減と不完全な埋設処理による環境への影響が軽減された。処理を各市町村で負担し続けるのは厳しく、広域で利用可能な減容化施設の整備や処理加工施設の設置、ジビエの運営は販路拡大が課題と考えるが、県の取組について農林水産部長に尋ねる。

**答弁(環境生活部長)** 県内の狩猟免許所持者数は、昭和45年をピークに年々減少し、新たな狩猟免許取得者確保は、喫緊の課題と考える。狩猟免許試験の開催回数や会場数を増やし、令和2年度から農業・林業系学科の高校で出前講座を行うなど、狩猟の魅力、役割を理解してもらい取組を進めている。令和2年度からの3年間で新規狩猟免許取得者数は約1,300人となり成果が出ている。引き続き、国、市町村、関係団体と連携し、免許所持者増加に向け、啓発活動等に取り組んでまいる。

**答弁(農林水産部長)** 埋設の負担軽減には、減容化施設等での処理も有効だが、捕獲方法や頭数など地域の実情を考慮した慎重な検討を要し、運営主体や設置場所を関係者間で協議する必要がある。県では、市町村の鳥獣被害防止計画策定において、実情に応じた処理方法や施設の検討を支援していく。また、ジビエ料理の認知度向上や消費拡大、くまもとジビエコンソーシアムによる処理技術の向上や国産ジビエ認証取得など、品質向上や安定供給、ブランド化の取組で、イノシシと鹿のジビエ活用頭数は増加している。引き続き関係団体と連携し、安心して農業生産を続けられるよう、野生鳥獣による農作物への被害防止やジビエの利活用推進に取り組んでまいる。

### 3 県立高校と大学の連携

**質問** 高大連携は未来を担う若者の夢の実現、キャリアデザインに有効な手段として、全国各地で取組がなされている。大学との連携で地元進学が高まり、地元就職につながれば、企業にも喜ばしいのではないかと。本県でも「県立高校あり方検討会」の提言に基づき、県内15の大学、短期大学、大学校、高等専門学校で、高校等への出張講義や公開講座開催などへの体制づくりがされている。熊本サイエンスコンソーシアムは県内SSH指定校5校と理数科・理数コース設置校3校で構成され、高大

連携・高大接続や探究活動の推進、企業等との連携をテーマに活動されているが、具体的な取組、普通科・専門学科でのカリキュラムや今後の取組、情報発信について、教育長に尋ねる。

**答弁（教育長）** 令和3年度から、熊本サイエンスコンソーシアムが県内3大学と協定を結び、連携した取組を行っている。生徒が自ら課題を設定し研究する探求活動を行う際に、大学の研究室での指導、助言や研究支援を受けられる。また、普通科や専門学科の生徒にも、コンソーシアムで構築した高大連携を活用した取組を行い、今年度から全ての県立高校を対象とした半導体人材育成事業に取り組んでいる。県では、ホームページやパンフレットの作成、SNSでの発信に加え、昨年度から県立高校学びの祭典を開催している。全50校で探求活動に取り組む生徒が一堂に会して研究成果を発表し、県内3大学からも指導や助言等をいただいている。今後も、探求活動を進め、学びの充実を図り、魅力ある県立高校づくりに努めてまいる。

#### 4 県北地域と周辺都市圏を結ぶ道路整備

**質問** 県北の菊池川流域圏は、福岡商圏や物流拠点を視野に入れた産業活動等が盛んで、都市圏への農産物の出荷等は、地域経済を支えている。山鹿市では、熊本都市圏と県北の連携に寄与する道路として国道3号「植木バイパス」の早期実現が強く求められ、交通混雑の緩和及び安全性の向上等を目的とした事業となっている。現状でも非常に渋滞の激しい、熊本IC、北熊本スマートIC、植木ICと平行し、接続する国道3号のさらなる交通量増加も予測され、植木バイパスの重要性は高まっている。また、国道325号の4車線化事業は、将来工業用地や宅地の需要がさらに求められる際に、必要不可欠と考える。そこで、植木バイパスの実現に向け、国にどのように働きかけていくのか、国道325号の4車線化実現にどのように取り組んでいくのか、土木部長に尋ねる。

**答弁（土木部長）** 山鹿市は、熊本都市圏と福岡方面を結ぶ国道3号に、菊池市や空港方面につながる国道325号が接続し、主要な幹線道路として、経済活動を支えている。植木バイパスは、山鹿市と熊本都市圏との定時性確保に大きく寄与すると認識している。県は、これまでも国へ要望し、今後も

未着手区間を含め、なお一層の整備推進を働きかけてまいる。また、国道325号は、山鹿市と菊池市内の2か所で整備しており、渋滞が発生する来民交差点を優先して進めている。現在、交通管理者など関係機関と協議を進め、年度内に用地取得に着手予定で、残る区間も詳細設計に着手する。今後とも、山鹿市と連携し、バイパス全線の早期整備に向けて取り組む。

#### 5 開かれた県政の情報発信

**質問** TSMC進出を契機とする海外企業進出や交流促進など、ホームページでの外国人対応サイトの構築を意識し、海外の方の情報入手も考慮する必要がある。県ホームページは多言語対応が実装され、トップページから英語をはじめ外国語への翻訳が可能である。一方、画像のバナーは翻訳機能が使えず、早期解決すべき課題と考える。そこで今後、県ホームページの外国語対応に関して、情報の取扱をどうされるのか。また、各部局等で様々なSNSで情報発信されているが、ホームページから代表的なSNSアカウントへの導線をよりよくできないか。さらに、ディスレクシア（読字障害）や視力が弱い方に対応した、県ホームページでのUDフォント採用による可読性・視認性向上への取組、以上3点を知事公室長に尋ねる。

**答弁（知事公室長）** これまで閲覧環境に応じ、表示を最適化するなど、ホームページの全体的なデザイン見直しを行った。特に周知したい情報をトップページに画像配置しているが、文字情報のほとんどが日本語のみとなっている。外国人への配慮、特に災害時等の情報は大変重要と認識し、今後は外国語併記を行う。次に、SNSの重要性を認識し、情報発信に取り組んでいるが、ホームページ上で見つけにくいといった課題がある。今後、分野別に整理し、トップページにリンク画像を配置するなど、構成を見直す。最後に、UDフォントは文字の形が分かりやすく、読み間違えにくいとされ、広報誌や県からのたよりにおいて既に採用している。今後はホームページへ早期導入し、不断に見直しを行い、県政の最新情報をしっかり届けるよう取り組んでまいる。

#### 6 県産品の統一ブランド展開について（要望）





(一般質問) 令和5年9月25日

自由民主党 竹崎和虎



## 1 新大空港構想における物流行政

### (1) 物流の拠点化

**質問** 物流業界では、2024年問題への対応が急務となっている。航空輸送は、船舶輸送や鉄道輸送とは違い、商品運ぶスピードが圧倒的に速く、商品寿命が短い農産物や畜産物、鮮魚などの輸送に優れている。県内それぞれの地域の特産品の販路拡大と輸出拡大は必要不可欠であり、台湾、中国、韓国などの旺盛な消費意欲を持つアジア諸国へ県産農林水産物を届けることは、本県の基幹産業である農林水産業をなりわいとする方々の所得向上や担い手の確保につながり、空港の可能性を大きく広げ、県政の発展へと必ずつながると確信している。需要拡大が見込める航空貨物の分野にあって、新大空港構想における物流行政を今後どのように進めていかれるのか、知事に尋ねる。

**答弁(知事)** 阿蘇くまもと空港は、本年3月、新旅客ターミナルビルが開業し、機能性や拠点性が飛躍的に向上した。また、国際線も、1月のソウル線再開を契機に、9月からは台北線のスターラックス航空とチャイナエアラインのダブル就航、さらに12月には香港線の再開と、就航ラッシュが続いており、貨物輸送のチャンスも大きく広がっている。県では、国際貨物輸送の実現に向けて、関係者と協議を進めた結果、国際貨物を取り扱う航空会社の誘致に成功し、ソフト面での準備は整いつつある。阿蘇くまもと空港における国際貨物輸送の実現に向け、県として主体的に、かつスピード感を持って、航空会社や熊本国際空港株式会社と連携し、全力で取り組んでまいらる。

### (2) 農林水産物の航空輸送拡大

**質問** 本県において、2022年度の県産農林水産物の輸出額が過去最高を更新している。特に東アジア地域を中心に、農畜産物や水産物の輸出が好調だった。その中で、例えばイチゴの場合、わざわざ熊本から福岡空港へ陸送して、それから空輸を行っているという現状である。阿蘇くまもと空港における国際航空貨物の実現に向けた取組として、輸出を行うためのソフト面での対応や保税倉庫の確保などハード整備が必要。阿蘇くまもと空

港の運用時間は、午前7時30分から午後9時半までの14時間となっており、九州にある空港の中で一番短い。生産者と卸売業者等の依頼主に選ばれる阿蘇くまもと空港を目指すためには、空港の運用時間延長は急務である。運用時間の延長に向けて、これまでどのような取組を行い、今後どのように進めていくのか、企画振興部長に尋ねる。

**答弁(企画振興部長)** 現状では、県内企業や農業関係者の方々は、熊本港や八代港、他の空港などを利用して輸出入を行っている。国際航空貨物の輸送の実現は、本県における長年の課題であり、これまで、熊本国際空港株式会社や航空会社、税関などの関係機関と検討や協議を進めてきた。そこで、県では、国際航空貨物の輸送を実現する際の様々な課題を把握し、恒常的な輸送の実現につなげるため、実証事業を行う。また、空港の運用時間延長に向けて、昨年度より空港周辺の市町村長や区長の皆様方を積極的に訪問し、信頼関係の構築に努めている。今後も、課題を一つ一つ確実に解決し、国際貨物輸送の拡大と空港の運用時間延長の早期実現を目指してまいらる。

## 2 TSMC進出に関連した環境調査

**質問** TSMC進出の期待感が大きくある一方で、特に水の問題は、県民の関心が高い。工場からの排水に対して、どのような有害物質が排水に含まれるおそれがあるのか、流域をはじめ沿岸地域の方々から心配する声を聞く。また、確証が持てない複数の事象を重ねて記載し、あたかも原因がTSMCによるものであり、今後、熊本において、環境汚染が進むことを流布するような任意団体が存在しており、一方的に県民の不安をあおるようなものが散見される。今年8月末に、環境生活部長をはじめ環境保全部会のメンバーが台湾を訪問し、環境保全調査について、台湾における状況を視察し、TSMCや行政当局との意見交換を行ったと聞いているが、どのような成果があったのか、環境生活部長に尋ねる。

**答弁(環境生活部長)** 台湾においても、環境法令に基づく規制基準である排出基準や環境上望ましい目標値である環境基準などが定められており、半導体関連企業がその基準を達成すべく取り組んでいる。その結果、規制基準は遵守され、適切に



処理されており、水質、大気の問題上は特に見られないとのことだった。TSMCの工場も訪問し、環境への取組を確認したが、法令の遵守はもちろんのこと、環境への負荷ゼロを目指した様々な取組が行われていた。JASMは、来年12月の操業開始を目指し準備を進めているが、県としては、水質汚濁防止法等に基づく監視に加え、規制外の化学物質等のモニタリングなど適切に実施し、県民の安全、安心を確保してまいる。

### 3 県庁舎の執務環境

**質問** 今年の夏は特段に暑く、本県では、9月に入っても厳しい残暑が続いている。県庁舎の冷房について職員から、職場が暑いとか、仕事に集中ができないといった声を聞く。クールビズについては、複数の県において、また、県内においても複数の市町村において、職員がTPOに応じた各自の判断で、年間を通してノーネクタイ、ノージャケットの軽装で勤務することを認めており、多様な働き方を認めることで、業務の効率化につなげていく取組をしている例がある。本県においても、デジタル社会や脱炭素社会を見据えた、職場環境の改善に取り組むべきと考えるが、県の認識を総務部長に尋ねる。

**答弁（総務部長）** 県庁舎の空調については、室内温度を28度以下とすることを基本とし、10月以降でも暑い日には空調運転を行うなど柔軟な運用に努めている。また、これまで本庁や出先機関などで順次LED照明の導入を進めており、照明器具の発熱量が減少することから、空調の冷房効果の改善も見込んでいる。職員の服装については、夏場に上着やネクタイを着用しないで勤務することができるクール・エコ・スタイルを実施しているが、この取組についても期間を拡大するなど柔軟に対応していく。また、職員がTPOに応じて過ごしやすい服装で勤務しやすくなるよう、働きやすい環境づくりに取り組む。今後とも、各執務室の環境整備に取り組み、職員が働きやすい執務環境の確保、ひいては県民サービスの向上につなげてまいりたいと考えている。

### 4 主権者教育の充実

**質問** 高校生の中には、在校中に18歳に到達し、選

挙に参加する場合もある。若年層の政治への関心を高め、政治参加を促す意味でも、高校生に対する主権者教育は重要である。そこで、例えば、県議会本会議の傍聴を行うとか、議会のインターネット中継や録画映像を視聴するといった取組を含め、若年層にとって、政治を身近に感じる機会を積極的に提供することを進めてはどうか。若年層の投票率向上につなげるため、主権者教育の充実に向けて、今後県としてどのように取り組んでいくのか、教育長に尋ねる。

**答弁（教育長）** 高校生が有権者としての自覚を持つためには、政治や選挙に関する理解を深め、社会の諸課題を多面的、多角的に考察する力や国家、社会の形成に主体的に参画しようとする力などを育成することが重要と認識している。高校生による県議会の傍聴やインターネットによる視聴については、高校生が政治や社会参画について考える一助になる取組であると考えている。既に議会と連携した取組を実施している学校の好事例等もあり、これらの取組も含めて周知し、担当教員を支援する。県教育委員会としては、引き続き、選挙管理委員会などの関係機関と連携を深めながら、高校生が政治的教養を育むことができるよう、しっかり取り組んでまいる。

### 5 有明海沿岸道路の建設促進

**質問** 有明海沿岸道路は、熊本駅や熊本港、長洲港等の広域交通拠点や有明海沿岸都市を結ぶ重要な高規格道路であり、地域間の連携・交流の促進、観光や物流など地域産業の活性化、慢性化している渋滞の解消など、全線開通への期待は大変大きい。本年度、荒尾道路が新規事業化されたが、さらなる有明海沿岸道路整備の加速化に向けた今後の取組について、土木部長に尋ねる。

**答弁（土木部長）** 有明海沿岸道路のうち荒尾道路については、今年度、県内では初めての整備区間として新規事業化された。荒尾道路の整備により、国道208号の主要渋滞箇所の解消が見込まれるとともに、福岡県、佐賀県とのさらなる交流の促進が期待される。今後とも、沿線自治体や地元期成会等とともに、あらゆる機会を捉えて国への要望活動を行うことで、有明海沿岸道路全線の早期整備につなげてまいる。



(一般質問) 令和5年9月26日



自由民主党 松村秀逸

### 1 熊本都市圏の新たな3つの高規格道路の早期実現に向けて

**質問** 熊本県は、九州中央自動車道をはじめ、隣県につながる高規格道路の整備が進んでいる。しかし、熊本都市圏では、それらと熊本市中心部を結ぶ道路で、政令指定都市中ワースト1位という慢性的な渋滞が発生しており、その解消が喫緊の課題となっている。県と熊本市が令和3年6月に策定した熊本県新広域道路交通計画では、熊本市中心部から高速道路までを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ、熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路を、新たな3つの高規格道路として位置づけている。熊本都市圏3連絡道路の実現に向け、県として今後どのように計画を進めていくのか、土木部長に尋ねる。

**答弁(土木部長)** 熊本都市圏の3連絡道路については、定時性と速達性を兼ね備えた道路ネットワークを形成することで、熊本都市圏の渋滞解消に寄与するだけでなく、県民生活の利便性向上などの生活面や物流の効率化などの産業面でも大きな効果が期待される。これまで、国の協力を得ながら、県と熊本市が連携して、ルートや構造、有料道路制度の活用を含めた事業手法など、様々な観点から検討を進めてきた。これまでの検討結果を踏まえ、この秋には、有識者委員会を設置し、住民参加型の道路計画検討に着手したいと考えている。県としては、オール熊本の機運の高まりを受け、熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向けて全力で取り組んでまいらる。

### 2 少子化対策強化に資する産科医師不足の解消策と周産期医療提供体制の充実策

**質問** 全国的に少子化傾向に歯止めがかからず、令和5年においても過去最低の出生数となることが見込まれている。国、県ともに、少子化対策に力を入れているが、産科に関しては、人吉・球磨地域の中核病院である人吉医療センターが、2022年2月に産科を休止し、また、八代地域では、八代市にある熊本労災病院が、出産を取り扱う産科を2024年3月末で休止するとの報道があつている。

出産を望む全ての人が、それぞれの地域で安心して子供を産み育てられる環境を整えるために、産科医師不足の解消策と周産期医療提供体制の充実策について、今後どのように取り組むのか、健康福祉部長に尋ねる。

**答弁(健康福祉部長)** 本県における医療施設で働く医師数を人口10万人当たりで比較すると、熊本市以外のほとんどの地域で全国平均を下回っており、地域における医師の確保は、大変厳しい状況にある。県では、これまで地域医療拠点病院等に対し、自治医科大学卒業医師や修学資金貸与医師等の派遣を行ってきた。周産期医療については、ハイリスク妊産婦や新生児に対し高度な医療を提供する総合周産期母子医療センターを中心に、それを支える地域周産期母子医療センター等による連携体制を構築している。さらに、今年度からは、くまもとメディカルネットワークを活用した母体のモニタリングシステムの導入に向けた準備を進めている。これらの取組を通じて、産科医師の確保や周産期医療の充実に努め、安全、安心な周産期医療体制を維持してまいらる。

### 3 坪井川遊水地の管理及び利活用

**質問** 坪井川遊水地においては、全体的に雑木が生い茂り、また、木にカズラが巻き付くなど、年々雑草、雑木が大きくなっている状況である。地域住民の方々からも、様々な意見や要望が聞かれるため、早急な対策が必要。遊水地の整備方法としては、伐採または野焼きの2通りしかないと考えるが、伐採するとしたら、湿地帯で足場も悪く、費用と手間がかかる。一方、野焼きであれば、草が枯れた頃に焼くと、費用と手間はあまりかからない。また、地域住民が自由に使える緑地等を整備すれば、その後の管理もしやすく、荒れることも少なくなるのではないかと考える。このような地域のメリットを十分に説明することで、野焼きに対する理解や協力も得られるものと考えている。利活用計画の中で、自然環境保全ゾーンと自然との触れ合いゾーンがあるが、自然環境保全ゾーンの見直し等も含め、今後の坪井川遊水地の管理及び利活用の方法について、県としてどのように取り組んでいくのか、土木部長に尋ねる。

**答弁(土木部長)** 坪井川遊水地を保全するため、

まず年内に、雑木等の繁茂の状況について、より詳細な測量調査を行い、治水機能を保持していくための適切な対応方法を検討し、必要な対策を実施する。また、遊水地の有効かつ効率的な利活用の在り方についても、ゾーニングの見直し等も含め、検討していくことが必要と考えている。検討に当たっては、この遊水地が、より多くの地域の皆様に親しまれる存在となるよう、熊本市や地域住民とも連携して取り組みたいと考えている。今後とも、坪井川遊水地について、治水の機能を保持していくことを前提に、自然環境の保全にも配慮しつつ、持続可能な管理及び利活用に向けてしっかりと取り組んでまいらる。

#### 4 食料自給率向上に向けた生産振興と地域営農組織の育成

**質問** 世界の食料安全保障が危ぶまれる中、日本の食料自給率を向上させなければならないとの声がある。特に、主食の米や麦、大豆等の生産拡大とその種子の安定生産が必要であることは言うまでもない。県は、米や麦などの土地利用型農業の担い手育成のため、地域営農組織の確保・育成に力を入れているが、稼げる農業に加え、食料の安全保障に向けては、これらの組織が着実に営農が継続できる対策が必要である。日本の食料自給率向上の一翼を担う県の立場として、土地利用型作物の生産振興や地域営農組織の確保・育成について、今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長に尋ねる。

**答弁（農林水産部長）** 米については、需給のバランスが取れた計画的な生産が行われているが、麦、大豆については、国産需要の高まりに十分対応できず、生産の拡大が課題となっている。そこで、県では、麦について、作付拡大に必要な機械導入と品質向上につながる排水対策を支援している。また、米、麦、大豆の優良な種子の安定的な生産と供給を確保することとしており、現在、必要量のほぼ全量を県内産で賄っている。地域営農組織の確保・育成については、県立農業大学校と地域営農組織が連携し、土地利用型の大規模法人への就農を希望する学生の現場研修や、JA中央会との連携により、組織内リーダーの育成研修などを開催している。食料安全保障において、農業

産出額全国5位の食料供給県である本県の役割は大きいと認識しており、今後も、土地利用型作物の生産振興と地域営農組織の確保・育成について、しっかりと支援してまいらる。

#### 5 コロナ禍後の中小企業・小規模企業に対する経営支援

**質問** コロナ禍で実施されたいわゆるゼロゼロ融資を、これまでに多くの中小零細企業等が受けてきたが、今後の返済が円滑になされるよう、各企業に対して、よりきめの細かい支援が必要となっている。令和元年度から設置された特任経営指導員が、これらの支援の中心的役割を果たすものと考えられる。特任経営指導員については、事業承継を行った方からは、提出書類の確認など、細かいところまでサポートをしていただき、スムーズに事業承継ができたという声も聞かれており、商工会の活動に不可欠な存在となっている。地域においては、事業継続や適切な事業承継によって、地域経済や雇用の維持を図る必要がある。特任経営指導員は、熊本地震復興基金を財源として設置しているため、令和5年度が当初計画の最終年度と聞いている。コロナ禍の対応を含め、これまでの特任経営指導員による取組の成果と令和6年度以降の特任経営指導員の設置継続について、商工労働部長に尋ねる。

**答弁（商工労働部長）** 特任経営指導員は、各地域の被災事業者の経営支援を行うとともに、事業者それぞれの課題に応じた様々な支援を展開してきた。コロナ禍において、幅広い業種の事業継続につながった事業復活おうえん給付金について、3万件を超える膨大な申請を迅速かつ的確に処理することができたのは、給付事務の業務を担った特任経営指導員の存在が大変大きかったと考えている。次年度以降については、県内事業者を取り巻く環境変化を念頭に、今後の商工団体における事業者支援の在り方の議論の中で、これまでの特任経営指導員の実績も踏まえながら、総合的に検討したいと考えている。

#### 6 2024年問題に伴う農産物輸送の遅延・遅配等に対する懸念解消及び農業者の収益減対策について（要望）



(一般質問) 令和5年9月26日

無所属 亀田英雄



## 1 県南の振興

### (1) 知事が思う県南のあるべき理想像

**質問** 県の均衡ある発展は従来から知事へ課せられた命題だが、県南に住む者からすれば県北が優位である。これは多くの方の率直な意見、感覚であると思う。今回の台湾からの企業進出により、ますます県北は発展し、その格差は増大していくように思う。TSMC進出効果を県全体へ広げるとの言葉を聞くようになったが、このことも格差があることを裏付けている。知事は、県南の状況、在り方についてどのように考えているのか、知事が思う県南の理想像についてその思いを尋ねる。

**答弁(知事)** 県南地域には数多くの観光資源があり、地方創生を進めていくためのポテンシャルがあると認識している。特に、八代市は県内、国内外への交通の要衝であり、県南フードバレー構想推進の拠点である。また、令和2年7月豪雨災害からの新たな復興の理念が緑の流域治水で、将来にわたって持続可能な地域再生、発展を目指すものである。この理念の下、球磨川流域の創造的復興を成し遂げることで県南地域全体の発展につなげていく。

### (2) TSMCのもたらす効果と県南の活性化対策

**質問** 最近、TSMC進出がもたらす効果とよく聞かすが、どのようなものか漠然として分からない。そこで、TSMC進出の効果、県南地域活性化への影響について商工労働部長に尋ねる。

**答弁(商工労働部長)** 新工場に対する投資金額は、約1兆円と過去最大の大型投資で、さらなる経済波及効果が期待される。また、新規雇用創出、新卒者の就職率向上や働く世代の移住、定住につながるほか、税収増への期待、旅館、ホテルや飲食業への影響も大きいと考えている。次に、県南地域の活性化について、将来的には県内各地の企業に影響が及ぶと考えている。県南地域を含む県内全域にTSMCの波及効果を高めることは県政の重要課題で、県南地域の皆様の思いを受け止め、市町村や商工団体とも連携して地域活性化に取り組んでまいる。

## 2 令和2年7月豪雨からの復旧・復興

### (1) 被災地における著しい人口減少の認識と対策

**質問** 災害から着々と復旧している一方、地域の人口減少、急速な過疎化が進んでいる。八代市坂本町では、あと数年後、地域に子供がいるのだろうか心配しかない。さらに、医療の確保や地域の高齢化を何とかしてほしいとの声強く寄せられている。そこで、被災地における著しい人口減少の認識、子供の著しい減少、医療の確保ができていないという現実にどのように対応していくのか、知事に尋ねる。

**答弁(知事)** 豪雨災害を契機とした人口減少は今も進んでおり、復旧、復興が遅れば地域の存続が危ないという危機感を抱いている。復旧、復興の取組は子供・子育て世帯が安全にかつ安心して子供を育てることができる環境確保につながると思っている。医療の確保は、八代市坂本町で、市の実証事業として巡回型オンライン診療や服薬指導、薬剤配送が行われている。また、八代市坂本支所において医療等活用スペースの設置が検討されている。県としては八代郡医師会等と連携しながら、坂本町における医療提供体制の維持と再構築の取組を支え、国や市町村、地域の皆様と一緒に時間的緊迫性とスピード感を持って復興を進めてまいる。

### (2) 現在の復旧・復興の状況における課題

**質問** 議会初日、知事から、引き続き被災者一人一人に寄り添いながら関係者と連携し、住まいの再建が実現できるように全力で取り組んでいくこと、緑の流域治水の取組への理解を醸成するため、球磨川流域の創造的復興に向けた取組を加速させていくとの言葉をいただいた。そこで、直面する復旧・復興工事における具体的な課題、その課題に対する今後の対応、考え方について球磨川流域復興局長に尋ねる。

**答弁(球磨川流域復興局長)** 緑の流域治水の取組は、ハードのみならずソフト対策も一体として進めることが重要で、流域市町村等のソフト対策を交付金により積極的に支援している。また、球磨川流域の地形や河川の特徴、緑の流域治水の取組内容を分かり易く伝える動画配信や球磨川流域の小中高校での出前授業実施など、幅広かつ積極的な情報発信に取り組んでいる。一方、

八代市坂本町などが直面する災害を契機とした人口減少に歯止めをかけるためにも復旧、復興の歩みを一日も早く進める必要がある。引き続き、緑の流域治水の取組と地域の復旧、復興が確実に進むよう、国、流域市町村等と連携し、創造的復興に取り組んでまいらる。

**(3) 令和2年7月豪雨災害を教訓とした防災対策**  
**質問** 県は、防災センターを建設し、様々な災害に対して対応できる防災体制を構築している。そこで、令和2年7月豪雨災害を教訓とした、災害時に一人一人の命を守る、より効果的な防災対策について、知事公室長に尋ねる。

**答弁(知事公室長)** 県では、災害の教訓を踏まえ、自助、共助、公助、それぞれにおいて防災対策に取り組んでいる。まず、自助の取組は、マイタイムラインの普及を進めており、自主防災組織に対するマイタイムライン作成講座を市町村と連携して実施している。次に、共助の取組は、マイタイムラインを活用した住民参加型避難訓練、防災士養成や地区防災計画作成支援など、地域防災力強化に向けた取組を進めている。さらに、公助の取組は、新たな衛星通信システム整備、戸別受信機や防災ラジオの配備、全市町村を対象とした豪雨対応訓練を実施している。今後も、自助、共助、公助における防災力強化を図ってまいらる。

### 3 林業の振興

**(1) 林業の活性化に関する県の基本的な考え方**

**(2) 森林のもつ公益的機能の最大化**

**(3) 自伐型林業の推進**

**質問** (1)林業従事者の高齢化が進み、仕事のやり方も大きく変わってきた中で、林業の活性化についての基本的な考え方を尋ねる。(2)森林のもつ公益的機能を最大化するためには、森林が健全に保たれるための諸施策を強力に推進することが必要ではないかと思うが、基本的な考え方、施策について尋ねる。(3)自伐型林業の推進については、令和4年6月議会において木村副知事より現在の取組を紹介され、活動促進に向け支援を行うとの答弁があった。県の自伐型林業に対する取組について、その後の展開も含めて、以上3点、農林水産部長に尋ねる。

**答弁(農林水産部長)** (1)県では森林資源の循環利用が林業の活性化と健全な森づくり、SDGs達成や2050年カーボンニュートラル実現に貢献すると考えている。今後、森林価値を高め、地域林業活性化につなげてまいらる。(2)森林は、水資源涵養、山地災害や地球温暖化防止など多面的機能を有している。皆伐後の再造林や下刈り支援、安全な道づくり、森の防災力を高めることで、森林の有する公益的機能の最大化が図られるよう努めてまいらる。(3)自伐型林業は地域林業の担い手として活躍が期待されており、補助事業による支援、技能養成研修、小型の林業機械や装備品購入等の支援を行っている。これらの取組はきめ細やかな森林の管理や移住者定住促進、地域活性化にもつながるため、引き続き支援を行っている。

### 4 買い物難民・弱者対策

**質問** 買い物難民・弱者対策は周辺部だけの問題ではなく、中心部にも確実にある。移動販売の事業者は、病院や施設と連携し、そのネットワークで買い物に困っている人たちをカバーすると努力をされており、安心して暮らせる環境づくりには欠かせない事業者になりつつある。そこで、買い物難民・弱者対策についての認識と具体的な対策について、健康福祉部長に尋ねる。

**答弁(健康福祉部長)** 買い物弱者の問題は、過疎化が進む地域を中心に対策の必要性が高まっていると認識している。そのため、第4期熊本県地域福祉支援計画において、買物支援、移動支援を福祉による地域づくりの3本柱の一つである地域の結いづくりの中に位置づけ、取組を進めている。また、買い物弱者対策は見守り活動としての一面もあり、地域住民の孤独、孤立の予防効果も期待できる。国は、2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指している。県としても、誰一人取り残さない持続可能な地域づくりを目指し、買物支援をはじめとする地域の包括的な支援・サービス提供体制の主体となる市町村を支援してまいらる。

### 5 県南地域における安心・安全な周産期医療の確保と環境整備(要望)



(一般質問) 令和5年9月26日

自由民主党 池 永 幸 生



### 1 最低賃金引上げに伴う事業者への支援等

**質問** 今年の本県の最低賃金は過去最大の上げ幅になったが、これは労働者の生計費を重視し、地域間格差是正等の要素が強く影響した異例の結果である。企業主等にとって賃金引上げは経営を大きく左右し、また、扶養の見直しを望む声もある。パート職員の多くが扶養の範囲内での勤務を希望するため、賃金引上げにより出勤を減らすことで、人手不足の懸念もある。何らかの国や県の取組が急務である。そこで、今年度の最低賃金の議論を踏まえての県の見解を伺う。県商工会連合会は、今回の最低賃金引上げを受けて緊急アンケートを行い、それによると48%の事業者が最低賃金引上げの予定で、今後の経営方針では、価格転嫁等により対応するが最も多かった。価格転嫁の実現には消費者等のマインドの変化が重要である。そこで価格転嫁の促進に向けてどう取り組んでいくのか。以上2点、商工労働部長に尋ねる。

**答弁(商工労働部長)** 今回の最低賃金改定は、最低賃金審議会で、物価高騰やTSMC進出による経済効果等の地域の実情を踏まえた審議の結果であり尊重する。審議では、労使双方が納得できる決着には至らず、その難しさを感じている。商工団体からは抜本的な見直しを求める動きもあり、今後とも労使双方の声をしっかりと伺い、国の動向を注視してまいる。価格転嫁の実施には、取引先や消費者の理解が必要である。県では、これまでの取組に加え、国や経済団体等が連携し、適切な価格転嫁の機運醸成を図る協定の年内締結を目指している。また、商工団体の取組を支援する関連予算を今定例会に提案している。今後とも、適切な価格転嫁の機運を醸成して賃上げにつなげ、成長と分配の好循環を生み出してまいる。

### 2 働き方改革

**質問** 改正された働き方改革関連法の内容は多岐にわたる。建設業では、現場に着くまでの時間も就労時間に入るなど、実質的な就労時間が短縮され、経営者には悩ましい改正であり、多くの企業が不安の声を上げている。2024年問題も話題になって

いるが、長時間勤務で生計を立てている人も多くいる。中小企業に何か手を打たなければ日本の経済が停滞するのではないかと感じる。この改正法はおかしい、小企業が潰れるのを黙認するのかなどの声が聞こえてくるが、小企業のそうした声が聞こえているのか、商工労働部長に尋ねる。

**答弁(商工労働部長)** エネルギー価格や物価の高騰等で中小企業等の経営環境は厳しく、議員指摘のような声は、個々の事業者から直接聞いている。今月の県商工会議所連合会からの要望でも、働き方改革への対応が大きな課題との認識が示されている。国は、働き方改革を進める中小企業への助成金の創設等を行っており、県も、職場環境改善に取り組む企業等へ専門家を派遣してセミナーの開催や、ブライツ企業の認定で、働き方改革の観点に沿った取組を評価する制度導入を行っている。今後とも事業者の声をしっかりと伺い、必要な支援策を講じ、必要に応じて国へ要望するなど、事業者に寄り添い取り組んでまいる。

### 3 渋滞対策

**質問** 今回のTSMCの進出で、菊池地区の渋滞が加速することは避けられない。県は、県道の多車線化で対応しようとしているが、今県が努力すべきは企業との話し合いである。①現在は1人1台の車の利用で渋滞を招いているが、二輪車の活用でかなりの渋滞がなくなる。合志市の交通渋滞の課題研究では、自転車の利用促進が提案されており、合志市は自転車が行ける歩道が多く、企業の協力で実現可能としている。そこで、二輪車や自転車の利用促進等に取り組んではどうか。②現在、原水駅からセミコンまでバス路線が設定されている。御代志駅からもセミコンまでのバス路線を設けることで、バス利用を促進し渋滞緩和になると思うが、いかがか。③各会社の始業時間等が重なることで渋滞が発生している。報道では、東京エレクトロンが時差出勤を行い、ソニーは分散退社に取り組むとのことである。今後はこうした取組が必要になると思うが、いかがか。以上3点、県の見解を企画振興部長に尋ねる。

**答弁(企画振興部長)** ①セミコンテクノパークの企業の中には、自転車利用の環境整備等を進めている企業もある。渋滞緩和につながるこのような取

組の情報収集を行い、好事例を周辺企業に周知してまいる。②鉄道と接続するバス路線の設置は、渋滞緩和に効果がある。御代志駅からのバス路線設定については、運行距離や定時性等の課題があるが、ニーズ等を把握しながら可能性を探ってまいる。なお、バス路線の効果的な活用のため、JR九州には鉄道車両の増結等を要望してまいる。③通勤時間等の分散は、渋滞緩和に効果がある。一部の企業では時差出勤等に取り組み、効果も出ていると聞いている。県も、時差出勤等を検討する企業に相談窓口を紹介しており、引き続き、各企業の取組を後押ししてまいる。

#### 4 教員の保護者対応に係る負担感軽減

**質問** 学校をめぐる問題の一つに教員への成り手不足があり、その要因として児童生徒や保護者への対応の難しさがある。保護者に対応する時間や説明に費やす労力が、成り手不足に大きく影響している。既に県教育委員会ではスクールロイヤー制度を導入し、弁護士が学校からの相談を受ける体制を築いているが、さらに一步踏み込んで、保護者と先生との間に、教育委員会で弁護士を雇って対応することを提案したい。先生としては、弁護士の対応により、多忙の中でもよりよい教育が期待できる。先生が、子供たちと十分に向かい合える時間を持つために提案するが、教育委員会でこうした対応ができるのか、教育長に尋ねる。

**答弁（教育長）** スクールロイヤー活用事業は、弁護士が教職員を対象に実施する研修事業、学校の個別相談に助言する相談事業から成る。相談事業では、過剰な要求をする保護者への対応等、各学校は弁護士からの助言に基づき問題解決を図っている。保護者への直接の対応としては、スクールソーシャルワーカーが保護者と面会し、相談や助言を行っている。議員提案の弁護士が学校の代理人となり保護者対応等を行う取組については、保護者からの相談内容は様々であるため、今後既存事業の検証を行い、必要性を研究してまいる。

#### 5 不足する教育現場

**質問** 合志市では人口増が続き、学校等が不足している。学校をつくる場所がないため、財務省から土地を譲り受け、小中一貫校の楓の森小中学校が

できたと聞いている。合志市では、敷地不足のためプールを潰して教室にする方法が考えられていることは残念である。学校等が足りず、教員不足でもある中、困っている学校やエリアについては、特別な措置を考えるべきであり、子供たちの教育の場が不足することは避けなければならない。そこで、人口が増えている地域では、1学級当たりの人数を増やすなどの要件緩和、特例措置が必要と考えるが、教育長の意見を尋ねる。

**答弁（教育長）** 小中学校の1学級当たりの児童生徒数は法律で定められており、特に小学校は令和3年の法改正により、40人から35人に段階的に引き下げることになっている。1学級当たりの児童生徒数は法定事項であり、県独自の運用は困難である。一方でT SMCの進出等に伴い、合志市等では児童生徒数が増加し、教室や校舎新築に係る土地の確保が困難等、特有の課題があることも聞いており、現在、国に施設整備等の支援を要望している。今後も引き続き国への要望を行い、地元市町村と一体となって協議等を進めてまいる。

#### 6 国道387号須屋付近の4車線化

**質問** 昨年7月のJ A S M周辺の基幹道路整備構想の中で、優先検討区間として国道387号須屋付近の4車線化が位置づけられた。国道387号は、中九州自動車道の西合志インターチェンジへの主要なアクセス道となるものであり、早期の4車線化が必要である。合志市では、御代志地区や辻久保の開発も進んでいく予定であり、交通量の増加が懸念される。須屋、黒石間は、特に朝夕の渋滞が激しく、早期の事業着手が必要と考えるが、現在の検討状況と今後の予定を土木部長に尋ねる。

**答弁（土木部長）** 国道387号は、須屋付近の4車線化に向けた検討を進めている。以前より須屋交差点から黒石団地付近にかけては、熊本市方面からの4車線が2車線になることから、特に朝夕の通勤時間帯に著しい渋滞が生じている。この箇所での4車線化の最大の課題は、九州自動車道の路面直下に立体交差する新たな2車線の車道を確保するための構造物の設置であり、現在、道路管理者と技術的な協議を重ねている。渋滞解消に効果的な整備区間を設定し、速やかに事業化に向けた検討を進め、国に強力な財政支援を求めてまいる。



(一般質問) 令和5年9月27日

自由民主党 堤 泰之



### 1 熊本都市計画区域マスタープランの見直し

**質問** 都市計画法に基づき、県は熊本市を含む2市3町の熊本都市計画区域マスタープランを作成しており、現行のプランは前回の見直しから約8年経過している。この間、熊本地震とTSMCの進出という大きな出来事が発生し様々な変化が生じた。合志市等は全国屈指の人口増加率で、市街化調整区域でも住宅開発が進んでいる。市街化区域では工業系の用途地域でもマンション等が多数建設され、地元企業が事業地周辺に新たな用地を入手できず、事業拡大ができない状況である。また、通勤時の渋滞や農地の減少等、様々な課題が生じている。今後の熊本都市圏の発展のためには、こうした課題を踏まえた都市計画区域マスタープランの見直しが重要である。そこで、熊本都市計画区域マスタープランの見直しの時期及びその進め方について、土木部長に尋ねる。

**答弁(土木部長)** 都市計画区域マスタープランは社会情勢の変化を踏まえ、おおむね10年ごとに見直している。熊本都市計画区域は平成27年度に見直しを行っており、今回は令和7年度を予定している。本区域は市街化区域内の事業用地不足に加え、交通渋滞や農地の減少等の様々な課題があるため、現在、人口の推移や土地利用の状況等を分析し、適切な市街化区域の規模を算出する手法等の検討を進めている。今後は住民代表等から成る委員会で次期マスタープランに示す都市計画の方針等を検討し、熊本都市計画区域の健全な発展等が図られるよう都市づくりを進めてまいる。

### 2 県の今後の道路計画における人材の確保と民間の力の活用

**質問** 熊本都市圏の渋滞解消とJASMI工場建設に伴う道路網の整備が求められる本県では、公共工事を担う人材の確保は重要なテーマである。建設業に必要なスキルは熟練技術者からの伝承等で維持されるため、民間事業者の人脈等を生かすことが重要である。建設業の技術者等は災害への対応等に不可欠であり、また、早期の道路網整備のためには、道路計画の用地リスク調査等でも官民の

力を結集する必要がある。そこで、建設業の人材確保、また、道路計画等の公共事業における民間の力の活用等について、土木部長に尋ねる。

**答弁(土木部長)** 建設業はインフラ整備の担い手、災害時には地域の守り手としての役割を担っている。本県の建設業は、人材の確保と次世代への技術継承が重要な課題である。県は、高校生への建設業の魅力伝えるフェアの開催等を行っており、引き続き人材確保に努めてまいる。用地取得の組織体制は、災害復旧工事等の用地確保が早急に必要なる事業に職員を重点的に配置するなど、柔軟に対応している。また、民間の力の活用については従来から積極的に外部委託を進めており、令和3年度からは土地評価等の業務にも拡大し、職員のスキルアップにもなっている。用地取得業務における民間の力の活用は大変有効であり、他の業務でも委託の可能性を検討してまいる。

### 3 里親委託の推進

**質問** 県内の児童相談所での児童虐待相談件数は右肩上がりで、幼少期に心身に傷を負う子供が後を絶たない。虐待を受けた子供への支援は、これまで児童養護施設等が中心だったが、多数の子供を施設で養育する仕組みだけでは限界がある。一方里親制度は、家族と暮らせない子供が一定期間里親家庭で愛着を伴う養育を受けることで、子供の健全な育成を図る制度である。本県では3つのフォスタリング機関が制度の普及啓発等を行っているが、里親委託率等は全国平均よりも低い。制度の理解が深まれば里親委託が増えると考え。そこで、里親委託の推進についてどう取り組んでいくのか、健康福祉部長に尋ねる。

**答弁(健康福祉部長)** 社会的養護を必要とする子供は、家庭的な養育環境の中で落ち着きなどを取り戻すことが大事である。県は、令和2年策定の社会的養育推進計画に基づき里親等への委託を進め、より家庭的な養育環境の実現を目指している。里親の新規開拓や里親家庭の相談対応など継続的に支援し、里親登録者への研修会等により養育できる環境整備を進めている。また、委託経験のない里親に対して、家庭生活体験事業等により養育力向上等を図ってまいる。今後も誰一人取り残さない社会の実現に向け取り組んでまいる。



#### 4 コミュニティ・スクールの現状と子ども達の放課後の居場所づくり

**質問** 本年6月、第4期教育振興基本計画が策定され、今後の教育政策の基本的方針の中で、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた環境整備等がうたわれている。本県は以前から法的要件等を緩和した熊本版コミュニティ・スクール導入を促進するなどの取組を行ってきた。また、コミュニティ・スクールを導入した学校では、地域と連携した取組として、地域学校協働活動が行われていると伺っている。これからの学校は、社会課題の解決を自らイノベーションにつなげることでできる人材育成が期待されている。そこで、①コミュニティ・スクールの現状、②放課後の子供の居場所につながる地域学校協働活動の取組状況について、教育長に尋ねる。

**答弁（教育長）** ①コミュニティ・スクールは、地域の特色や課題に応じて子供を育み、地域とともにある学校づくりにつながっている。県教育委員会は本県独自のコミュニティ・スクールの設置を働きかけ、昨年度末で小中義務教育学校の91%が導入している。②県教育委員会では、地域学校協働活動として、放課後子供教室、地域未来塾の実施を働きかけている。放課後子供教室では、放課後に学校の空き教室等で生け花等の体験活動を行っている。また、地域未来塾では、学習塾がない地域等で元教員等が無料で学習支援を行っている。いずれも子供の学力等を底上げし、放課後の居場所として効果的な役割を果たしている。

#### 5 県育英資金の現状と対応

**質問** 県育英資金は高校生等に無利子で学資を貸与する制度で、経済的に厳しい家庭の子供に就学の機会を開いてきたが、返還金の滞納が問題となっており、年間延べ1,500件程度の滞納が発生している。一方で、現在は国の就学支援金制度が拡充され、公立高校の授業料は実質無料で、私立高校も家庭の年収に応じて授業料相当額が支給される。そのため、県の育英資金が家族の生活費に消費され、その返還義務を子供が負うという構図が生まれる。これは子供の経済的自立の阻害だけでなく、貧困の連鎖という面で非常に大きな制度上の課題である。県は現状を把握し次の段階を見据える必要が

あるが、県育英資金の現状と対応についてどう考えているのか、教育長に尋ねる。

**答弁（教育長）** 県教育委員会では、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供が安心して教育を受けられる環境整備ため、昭和47年度から育英資金の貸付けを行ってきた。一方、平成26年度から非課税世帯の教育費を支援する国の奨学給付金が始まり、高校の授業料を助成する就学支援金も同年に創設された。公立、私立ともに多くの世帯が授業料無償化となり、高校生の教育費の支援環境は大きく変化した。育英資金の申請は減少傾向にあるが、授業料以外の教材費等の負担もあり、ここ数年は年400人から500人が申請している。今後育英資金を借りた高校生や保護者への調査等で実態を把握し、支援の在り方を検討してまいらる。

#### 6 解熱鎮痛薬や咳止め等の医薬品の不足問題

**質問** 新型コロナの第9波と言われる感染拡大や夏場のインフルエンザの流行等で解熱鎮痛薬やせき止め等が全国的に不足している。厚労省も様々な取組を行っているが、今回のような大規模な医薬品不足が発生してからでは遅く、県も突発的な感染拡大に備えて必要な医薬品に対する措置を検討すべきである。医薬品不足が続く昨今は、薬局で代替の解熱鎮痛薬等を仕入れて調剤すると聞かすが、薬のアレルギーを持つ患者は代替薬に不安を感じている。県は、国に医薬品の安定供給に係る措置を働きかけ、対策を講じるべきである。そこで、緊急時の医薬品の不足問題に対して県はどう対応するのか、健康福祉部長に伺う。

**答弁（健康福祉部長）** 県内の薬局等で解熱鎮痛薬等が不足していることは承知している。その背景には、医薬品製造業者の出荷停止による生産減少や新型コロナウイルス等の感染拡大がある。国は医薬品の供給状況調査を行い、在庫が少ない薬局等には医療用解熱鎮痛薬等110番を介して納入の調整をするなど、安定供給に向けた対応を図っている。県も代替医薬品を調剤する薬局等への患者説明用リーフレットの配布や、薬品の安定供給のため買占めを控えるよう協力依頼を行っている。また、厚労省に一刻も早い事態の改善を図るよう要望を行った。引き続き県内の状況を注視し、必要に応じ厚労省への要望等も行ってまいらる。



(一般質問) 令和5年9月27日

自由民主党 増 永 慎一郎



## 1 令和5年梅雨前線豪雨による災害対応

### (1) 金内橋を含めた県管理道路の復旧

**質問** 6月29日から7月3日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞、線状降水帯が2回も発生するなど記録的大雨となった。特に西原村や御船町吉無田高原、山都町大矢地区で降った大雨は加勢川や緑川に流れ込んだ結果、支川の上流域を中心に大きな被害をもたらした。家屋への浸水被害、公共土木施設や農業用施設の損壊、農地への土砂流入や山腹の崩壊など、被害は上益城郡内の町工事分と合わせて180億円に上る。いまだに8か所の全面通行止めが残っている状況で、沿線住民にとっては大変不便で日常生活にも大きく支障を来しており、地元の益城町の方々からはもちろん、西原村の方々からも早期復旧の声が上がっている。そこで、国道445号金内橋、県道横野矢部線、県道熊本高森線の現在の状況と復旧見込みを土木部長に尋ねる。

**答弁(土木部長)** 国道445号金内橋については、現在の道路の南側に仮設道路を設置し、8月末に仮設道路の盛土や橋梁下部工工事に着手した。橋梁についても橋桁撤去や橋梁本体の設計を進めており、速やかに工事に着手してまいる。県道横野矢部線は、御船町滝尾地区で全面通行止めとなっているため、まず迂回機能回復に向け、来年2月の完成を目指している。県道熊本高森線は、益城町田原地区で全面通行止めとなっているため、応急工事により段階的に通行機能回復を図ることとした。10月3日までは片側交互通行可能となる見込みで、その後護岸等の工事を進める。いずれも沿線地域の皆様の日常生活や観光、物流等の経済活動を支える重要な道路であり、早期の通行機能回復に向け全力で取り組んでまいる。

### (2) 上益城地域の河川の復旧と今後の治水対策

**質問** 今回の豪雨では河川の護岸が崩れ、河川沿いの道路への被害、水田への土砂流入、農業施設の被害を引き起こした。特に、山都町下名連地区の五老ヶ滝では数キロも護岸崩壊が連続しており悲惨な状況であった。将来の雨の降り方

を考慮しながら河川対策する際は遊水地確保などにも取り組んで行くべきだと思う。今回の河川復旧の状況と耕作を断念された水田の遊水地利用について尋ねる。また、加勢川の支川の木山川は毎年のように氾濫し、浸水被害や水田の冠水被害をもたらすが、特に矢形川は将来大きな被害をもたらすと考えている。そこで、今回の豪雨災害を受け、加勢川の支川対策に早急に取り組むべきではないかと考えるがいかがか。以上2点、土木部長に尋ねる。

**答弁(土木部長)** 上益城地域の河川では192か所で被害が発生。多くは護岸本体の崩壊や基礎部の深掘れによるもので、特に山都町や御船町の上流部では、護岸崩壊とともに隣接農地に多量の土砂流入もあり、早期復旧が必要と考えている。年内に全ての災害査定を完了できるよう取り組み、順次工事を発注する。また、耕作を断念された水田の遊水地利用については、遊水機能を有する土地としての利用を検討していく。次に、木山川を含む緑川水系は、気候変動の影響による将来の降雨量の増加を踏まえ、国と上下流一体の河川整備計画を策定していく。県としては、国、流域市町村と連携しながら、令和6年度早期の緑川水系河川整備計画策定を目指しスピード感を持って取り組んでまいる。

## 2 県立高校の魅力化の状況及び募集定員見直し

**質問** ①県立高森高校にマンガ学科が新設され、今年度入試においては多くの生徒が受験し、それに伴い高森町自体も以前より活気が出てきたと伺っている。これはまさしく高校魅力化の成果だと考えるが、他の学校はどんな取組をしているのか。②高森高校のような学科新設の考え、現在の県立高校の定員充足率の変化の状況について尋ねる。③不登校等の生徒に対するリモート授業を活用した単位修得が可能となれば様々な生徒にとって朗報である。それに合わせ小規模高校での遠隔授業の際の教員配置条件が変更され、環境が整えば定員の充足率が極端に低い高校の募集定員の見直しができるかと考えるが、いかがか。④県教育委員会として県立高校のまたの再編についてどう考えているのか。以上4点、教育長に尋ねる。

**答弁（教育長）** ①県立高校魅力化の取組について、地元自治体や企業と連携した地域や生徒のニーズに応える学びの導入は、天草市では、デジタルアートの島創造事業に取り組み、水俣市では、アスカインデックス社と水俣高校が連携し半導体関連教育を導入、上天草高校や菊池高校などでも取組を進めている。②熊本市外の県立高校の定員充足率の状況は、熊本市外の県立高校で令和3年度は63.2%、4年度は64%、5年度は71.1%と、2年間で7.9ポイント改善しているが、依然として定員充足率は低い状況である。引き続き魅力ある県立高校づくりを進めていく必要がある。③募集定員の見直しについては、1学級相当の40人以上の定員割れが一定期間継続している学校は、学級減による定員見直しを行っている。少子化の状況を見据え、県全体の学科のバランスなどを考慮しながら定員の見直しを行っていく必要がある。④県立高校のさらなる再編について、少子化進行に伴う地方の県立高校の厳しい現状を踏まえ、地元自治体、保護者、教育関係者と一体で検討を進める必要がある。今後も、学校、県、地元市町村が連携しながら、地域に根差した高校教育の充実を推進するとともに、夢への挑戦を支える魅力ある学校づくりに向け取り組んでまいらる。

### 3 「通潤橋」の国宝指定

#### （1）保存に関する考え方

**質問** 本年6月23日に開催された国の文化審議会で、通潤橋を国宝に指定するよう文部科学大臣に答申され、9月25日に正式に国宝に指定された。国宝指定のきっかけは2016年の熊本地震及び2018年の豪雨被災で、2020年の復旧完了時点で町が復旧工事報告書を作成した。そして翌年から2年間かけて作成した総合調査報告書を県を通じて文化庁に具申した結果、国宝指定となった。いよいよ国宝通潤橋が誕生したが、保存については地元任せだけではなく、県も取り組んでいかなければいけない問題だと思う。そこで、あらためて保存について県としてどのように取り組んでいくのか、教育長に尋ねる。

**答弁（教育長）** 通潤橋のこのたびの国宝指定により、名実ともに我が国を代表する宝となったこ

とは誠に喜ばしく、また誇りに思う。県教育委員会としては、通潤橋が次の世代に確実に引き継がれていくよう、保存や活用のための技術面での助言はもとより、県の文化財保護指導委員による巡視点検に職員が同行するなど、今後とも山都町と一体となって取り組んでまいらる。

#### （2）観光資源としての活用

##### ①国宝「通潤橋」を活用した観光戦略

##### ②通潤橋周辺の県立公園の整備

**質問** ①通潤橋はこれまでも山都町観光の目玉として活用されてきたが、国宝指定により多くの観光客の注目を集め、特に、外国人観光客の人気スポットになることを確信している。また、今年度には九州中央自動車道の山都通潤橋インターまで供用開始となり、熊本市内はもちろん、福岡などからのアクセスもよくなり、その相乗効果で、山都町はもとより県の観光資源として重要な役割を果たしていくと思う。県としても、国宝通潤橋を活用した観光需要発展に取り組んでいかなければならないと考える。そこで、今後の通潤橋を活用した観光需要の取組について、観光戦略部長に尋ねる。②通潤橋の周辺付近は県立公園に指定されており、国宝指定に合わせて県立公園の整備もしていくべきではないか。そこで、今後の通潤橋周辺の県立公園整備の考えについて環境生活部長に尋ねる。

**答弁（観光戦略部長）** ①このたびの国宝指定は、本県観光にとっても強力なコンテンツが誕生したものと受け止めている。山都町や観光協会と連携し、観光ガイドの充実を含めた着地型観光の磨き上げを図ってまいらる。今後も地域との連携を密にしながら通潤橋の魅力を伝える体制を整備するとともに、効果的にプロモーションを展開し、山都町や上益城地域ひいては本県の観光振興につなげてまいらる。

**答弁（環境生活部長）** ②通潤橋周辺一帯は地域住民の憩いの場として親しまれており、施設の適切な維持管理は重要である。本年7月の大雨により、県では災害復旧に必要な予算を今定例会に提案しており、地元の意向を踏まえ、通潤橋周辺の二の丸橋改修など予定している。県としては、通潤橋周辺の施設整備等について、山都町や関係者の皆様と議論を深めてまいらる。



(一般質問) 令和5年9月27日

自由民主党 緒方 勇二



## 1 豪雨災害からの創造的復興

### (1) 堆積土砂の有効活用

### (2) ダム上流域での森林伐採の在り方

### (3) 遊水地の利活用及び受入れ環境整備

**質問** (1)堆積土砂の掘削に伴う土捨場の確保が難しくなる中で、河川掘削により撤去した土砂を造成材料として活用するためには、踏み込んだ取組が必要と考えるが、いかがか。(2)皆伐により土砂災害の被害規模が大きくなり、また、温室効果ガス吸収等の能力が短期的に失われてしまうことが懸念される。そこで、国土保全機能維持のため択伐を推進し、ダム上流域での伐採を規制強化すべきと考えるが、いかがか。(3)平常時の遊水地利活用方法が流域治水事業推進の大きな鍵である。球磨村渡地区の遊水地予定地では、人口流出防止のための賑わいの場としての利活用及び営農についての受け入れ環境整備が必要と考えるが、いかがか。以上、知事に尋ねる。

**答弁(知事)** (1)撤去した土砂は、住まい再建に向けた宅地かさ上げや被災住宅の移転促進事業の盛土材料として活用予定であり、人吉球磨砂利協同組合が、撤去した土砂をコンクリート骨材として活用する取組も進めている。(2)今後は、ダム上流域を含め、崩壊の危険性から保全すべき場所を区分する手法を普及させ、択伐等を推進し、災害に強い森づくりに取り組んでまいる。(3)球磨村渡地区の遊水地は、平常時はスポーツ振興の場として活用するまちづくり計画が策定されている。県は球磨川流域復興基金の活用等により後押しする。受入れ環境整備は、営農への影響、収穫期に洪水が発生した場合の補償等について、今後、国から丁寧に説明がされると考えている。

## 2 幹線用水路の溢水対策

**質問** 幸野溝及び百太郎溝等の幹線用水路には、水路への土砂流入及び排水断面不足の問題がある。このような中、貯水効果を発揮させ、内水被害を軽減する田んぼダムが、全国で広がりを見せており、平野部の貯留機能を有する農地では、田んぼダムの取組は有効な手段である。一方、球磨南部

の水田地帯は河岸段丘の上に広がっており、分厚い砂利層に雨水を浸透させることにより、内水被害を抑制できると考えている。このように、田んぼダムや地下浸透の活用、幸野溝や百太郎溝の改修をはじめとして、球磨地域における農地や農業水利施設等を活用し、短時間大雨時の内水氾濫対策を進めるべきと思うが、県はどのように考えているか。農林水産部長に尋ねる。

**答弁(農林水産部長)** 幸野溝及び百太郎溝での大雨時の溢水被害に対し、県では、排水機能強化と土砂流入防止について検討するとともに、沈砂池や地下浸透力の効果や課題の検証を行ってきた。この検証結果を踏まえた幹線用水路の整備計画策定が必要である。まず、排水機能の強化については、放水路や調整池を組み合わせた整備が考えられる。地下浸透による排水については、専門家の指摘も踏まえ、活用を検討する。土砂の流入防止については、堆積土砂撤去に要する労力を考慮した沈砂池の位置や規模の検討が必要である。田んぼダムについては、水路へ流れ込む排水量のピークカット効果が確認されており、球磨南部地域において普及、拡大を図ってまいる。

## 3 地域に貢献する再エネ導入

**質問** 森林が多い人吉・球磨地域では、積極的に風力発電を導入すべきであり、自然環境や生活環境への適切な配慮を行い、地域共生型の再エネ施設を導入することが重要である。例えば風力発電事業者が売電益の一部を活用して林道整備を行う等、再エネ発電を契機に森林整備を促進することで、エネルギーの地産地消はもとより、災害に強い森づくりにつなげることができる。そのためには、地域から認められる事業者を人吉・球磨地域に呼び込み、地域共生型の再エネ施設の先進事例を創出していく必要がある。県では、これまで再エネ適地誘導のための立地ゾーニングに取り組んできたが、今後、どのように地域共生型再エネ施設を導入していくのか。商工労働部長に尋ねる。

**答弁(商工労働部長)** 国において、昨年度、地球温暖化対策推進法に基づき地域脱炭素化促進事業制度が創設された。県では、この制度が市町村に最大限活用され、地域共生型再エネ施設の導入につながるよう、陸上風力発電と太陽光発電を対象

にゾーニング調査を実施してきた。人吉・球磨地域では、昨年度、陸上風力発電について、関係者と意見交換等を行い、ゾーニングの内容や再エネ事業者に求める地域貢献策について検討を行った。今年度は、陸上風力発電と太陽光発電について、市町村による再エネ促進区域設定に関する環境配慮基準を作成し、今定例会の海の再生及び環境対策特別委員会で報告する予定である。

#### 4 緑の流域治水の出口戦略としての木材利用促進

##### (1) J A S 認証材の生産・流通による県産材の利用拡大

##### (2) 大径材が抱える課題及び課題解決に向けた対策

##### (3) 建築物木材利用促進協定制度

**質問** 緑の流域治水の理念を具現化するため、森林分野では、土壌崩壊防止等の多面的機能を最大限発揮するため、間伐等の森林整備や伐採後の確実な再造林の実施等が重要である。また、県は、緑の流域治水の出口戦略として木材利用促進策を明確に打ち出し、県産材の大口需要が期待される領域を焦点に必要な施策を講じることが重要である。具体的には、輸入材が主流となる分野で、県産材の利活用頻度を高める対策が必要と考える。例えば、木造軸組住宅や中大規模施設で利用される横架材は大半が輸入材であり、これらの領域で県産材が利用されるためには、J A S 認証材の安定供給体制の構築が不可欠と言われている。また、森林資源が成熟し、強度の高い大径材が多く出材されており、その利活用も輸入材への対抗措置として有効である。そこで、(1) 出口戦略として、今後、どのように J A S 認証材の生産・流通を促進し、県産材の利用拡大につなげていくのか。(2) 大径材が抱える課題は何か。その解決に向けどのように取り組んでいくのか。(3) 全国的に広がりを見せている建築物木材利用促進協定制度について、県が何を期待し、今後の協定締結をどのように促進していくのか。以上、農林水産部長に尋ねる。

**答弁（農林水産部長）** (1) 認証工場への木材強度測定機の導入支援、建築士や工務店等への J A S 認証材利用の働きかけ、くまもと県産材 S C M 協同組合の活動支援を通じた J A S 認証材の種類や規格等の情報発信を行い、J A S 認証材の生産・流

通の促進、県産材の利用拡大につなげてまいらる。(2) 大径材の加工施設が少ない、加工後に木材が反りやすい、人工乾燥の方法が未確立等、設備面や技術面で課題を抱えている。このため、国庫補助事業の活用による大径材の加工施設整備促進とともに、反り対策や乾燥技術確立のため、国や他県研究機関と連携を強化し、課題解決に取り組んでまいらる。(3) 8月10日、県は民間建築物への県産材利用促進を目的として3件の協定を締結した。これらの協定に基づき、品質・性能の確かな県産材利用が拡大され、2050年の県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ実現に貢献することを期待している。県においては、社会的評価や認知度向上等、協定制度のメリットの普及により、協定締結を増やしてまいらる。

#### 5 ドローンによる物資輸送の推進

**質問** 国の国土形成計画では10万人規模を目安とした地域生活圏構想が打ち出された。自動運転ドローンによる物流、遠隔医療、オンライン教育、行政手続のオンライン化等のサービスを受けられるようにするとのことである。令和2年7月豪雨では、人吉・球磨地域で多くの孤立集落が発生する中、集落に支援物資を届けていただいたが、平時からドローンによる物資輸送があれば、被災状況把握と支援物資を届けることが容易にできる。そこで、人吉・球磨地域で創造的復興を進める中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域生活圏の維持を図るため、ドローンによる物資輸送を推進していくべきと考えるが、県としてどのように取り組むのか。企画振興部長に尋ねる。

**答弁（企画振興部長）** 人吉・球磨地域でのドローンによる物資輸送の導入効果は高い。県では、令和2年11月、熊本県ドローン産業推進協議会と包括連携協定を締結し、災害時における被害状況調査、ドローン関連の人材育成・普及啓発、ICT技術等活用に取り組む市町村への支援を行っている。県外では、買物が困難な地域でのドローンを活用した実証実験等の取組も行われている。県としては、まずは、このような優良事例を市町村に情報提供する等、地域実情に応じた取組を支援し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまちづくりに取り組んでまいらる。

## 議案等の議決結果

### 知事提出議案

議案番号	件名	議決日	結果
第1号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	10月6日	可決
第2号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	10月6日	可決
第3号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	10月6日	可決
第4号	令和5年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）	10月6日	可決
第5号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	10月6日	可決
第6号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	10月6日	可決
第7号	熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について	10月6日	可決
第8号	熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について	10月6日	可決
第9号	財産の取得について	10月6日	可決
第10号	財産の取得について	10月6日	可決
第11号	財産の取得について	10月6日	可決
第12号	令和5年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について	10月6日	可決
第13号	令和5年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について	10月6日	可決
第14号	令和5年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	10月6日	可決
第15号	令和5年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	10月6日	可決
第16号	令和5年度市町村道過疎代行業の経費に対する町負担金について	10月6日	可決
第17号	令和5年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	10月6日	可決
第18号	令和5年度海岸事業の経費に対する市町負担金について	10月6日	可決
第19号	令和5年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について	10月6日	可決
第20号	令和5年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について	10月6日	可決
第21号	工事請負契約の締結について	10月6日	可決
第22号	工事請負契約の締結について	10月6日	可決
第23号	工事請負契約の変更について	10月6日	可決
第24号	工事請負契約の変更について	10月6日	可決
第25号	専決処分の報告及び承認について	10月6日	承認
第26号	専決処分の報告及び承認について	10月6日	承認
第27号	専決処分の報告及び承認について	10月6日	承認
第28号	専決処分の報告及び承認について	10月6日	承認
第29号	専決処分の報告及び承認について	10月6日	承認
第30号	専決処分の報告及び承認について	10月6日	承認

議案番号	件名	議決日	結果
第31号	専決処分の報告及び承認について	10月6日	承認
第32号	専決処分の報告及び承認について	10月6日	承認
第33号	専決処分の報告及び承認について	10月6日	承認
第34号	専決処分の報告及び承認について	10月6日	承認
第35号	令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第36号	令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第37号	令和4年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第38号	令和4年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第39号	令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第40号	令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第41号	令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第42号	令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第43号	令和4年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第44号	令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第45号	令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第46号	令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第47号	令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第48号	令和4年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第49号	令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	10月6日	継続
第50号	令和4年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月6日	継続
第51号	令和4年度熊本県電気事業会計決算の認定について	10月6日	継続
第52号	令和4年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	10月6日	継続
第53号	令和4年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月6日	継続
第54号	令和4年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について	10月6日	継続
第55号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第4号）	10月6日	可決
第56号	教育委員会委員の任命について	10月6日	同意

## 議員提出議案

議案番号	件名	議決日	結果
第1号	軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書	10月6日	可決

## 委員会提出議案

議案番号	件名	議決日	結果
第1号	私学助成の充実強化等に関する意見書	10月6日	可決

## 請願

請願番号	件名	議決日	結果
請第6号	私学助成に関する意見書の提出を求める請願	10月6日	採択

## 報告案件

番号	件名
報告第1号	専決処分の報告について
報告第2号	専決処分の報告について
報告第3号	専決処分の報告について
報告第4号	専決処分の報告について
報告第5号	専決処分の報告について
報告第6号	専決処分の報告について
報告第7号	専決処分の報告について
報告第8号	専決処分の報告について
報告第9号	公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について
報告第10号	公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について
報告第11号	天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第12号	豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第13号	肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第14号	一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について
報告第15号	公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について
報告第16号	公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について
報告第17号	公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について
報告第18号	公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について
報告第19号	公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について
報告第20号	一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について
報告第21号	公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第22号	希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第23号	公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について



番 号	件 名
報告第24号	株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について
報告第25号	一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について
報告第26号	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第27号	公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第28号	公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第29号	公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第30号	公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について
報告第31号	公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第32号	熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第33号	一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の訂正について
報告第34号	一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について
報告第35号	公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第36号	公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について
報告第37号	熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について
報告第38号	令和4年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第39号	公立大学法人熊本県立大学の令和4年度における業務の実績に関する評価について
報告第40号	熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について

# 可決された意見書・決議・条例等

## 議員提出議案第1号：軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

(議決日10月6日)

軽油引取税の課税免除の特例措置は、平成21年度税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に改められた際に、平成24年3月末まで3年間の期限が設けられて以降、4回にわたり延長されてきたところであり、令和6年3月末で適用期限を迎えることとなっている。

この課税免除の特例措置により、本県の農林水産業、船舶を使用する事業、セメント・生コンクリート・砕石等の建設資材事業など県内の幅広い産業の収益向上、ひいては関係事業者の経営安定が図られてきたと言える。

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨からの復興に、県民一丸となって取り組んでいる中、半導体関連産業の進出といった前向きな要素も加わり、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済も、ようやく回復の兆しが見えてきたところである。しかしながら、昨今の燃料価格をはじめとする物価高騰の影響で、農林漁業者や中小企業、小規模事業者等の業況は依然として厳しい状況にある。

このような状況の中、軽油引取税の課税免除の特例措置が終了することになれば、課税免除対象事業者の経営環境が悪化し、地域経済の回復にも大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、国におかれては、地域経済を支える産業の衰退を招くことがないよう、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を、令和6年4月1日以降も継続していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

## 委員会提出議案第1号：私学助成の充実強化等に関する意見書

(議決日10月6日)

熊本県の私立学校は、各々の建学の精神に基づき時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしている。

近年の急速な情報化・技術革新による社会的変化に加え、我が国の少子高齢化は急速に進行しており、未来を創る子供たちへの教育が何より重要である。そのため国は「人への投資」を促進する政策を最優先し、質の高い公教育の再生に向けて総合的に取り組むこととしている。各私立学校は、この教育改革に的確に対応することを強く求められているものの、昨今の諸物価の上昇や生徒数の減少等により厳しい経営状況にあり、対応に苦慮しているのが現状である。

加えて、ICT環境の整備や感染症・熱中症対策としての空調・換気設備等、私立学校が対応すべき

様々な設備には多額の経費を要する。

更には、地震等の災害発生時に地域の緊急避難場所としての役割も期待される私立学校の非構造部材等を含めた耐震化の促進も急務であり、また、高等学校段階からの海外留学に係る支援策の充実や、令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した生徒の就学機会の確保のための長期的な支援及び今後の激甚化する自然災害に対応する支援の強化も必要である。

また、保護者の学費負担に係る公立学校との格差は、私立高等学校等就学支援金の支給上限額の引上げ等があったものの依然として大きく、子供たちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等を保障する意味でも、高等学校等就学支援金や専攻科生徒への修学支援金などの制度の更なる充実や、現行制度では負担が十分に軽減されない保護者を対象とした教育費減税制度の創設等、私立中学・高等学校に通う生徒に対する経済的支援の拡充強化が喫緊の課題である。

我が国の学校教育の将来を考えると、公私相まっでの教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という新しい時代の要請にも応え得るものである。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持され、より一層の充実を図られるとともに、ICT環境の整備や生徒の海外研修等経費への支援及び学校施設の耐震化等に係る支援並びに令和2年7月豪雨災害により被災した生徒に対する支援について、長期的な視野に立った継続的取組を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

# 委員長報告から

## 総務常任委員会

委員から、「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本開催事業について、開催のテーマは、本県が進める創造的復興の状況や災害の経験・教訓を伝え、今後の災害に備えるという認識でよいかとの質疑があり、執行部から、高校生サミットでは、熊本地震や令和2年7月豪雨等の経験や教訓を国内外に広く伝えるということに加え、県内被災地等を巡るツアーにおいて、災害への備えなどについて学んでいただくとともに、創造的復興の状況を見ていただきたい、また、同時期に本県で内閣府が開催する、国内最大級の防災イベントである防災推進国民大会でも本県での取組を見ていただくなど、相乗効果を図っていききたいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県立大学の業務の実績に関する評価について、知的財産の登録数や論文の発表数等の数字や結果が大学評価の一つの指標となるので、経営の視点から、もう少し意識を高めてそれらを把握するとともに、地方自治体との連携の成果についてもデータを整理しておく必要があると思うが、どのように考えているかとの質疑があり、執行部から、県立大学では22市町村と包括協定を結び、様々な分野での研究や講座を実施しているが、それらについて周知不足の部分もあるため、今後、もう少し見えるような形で実績評価やPRを実施していきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、自治体との連携において、連携する自治体を公募したり自治体側からの提案についてマッチングするような取組はあるのかとの質疑があり、執行部から、県立大学内の地域連携のためのセンターが市町村との調整を行っており、包括協定を結んでいる市町村と、毎年度地域貢献研究事業として10から15程度のテーマについて、連携して研究を行っているとの答弁がありました。

次に、委員から、阿蘇草原維持再生人材確保強化事業について、野焼きについては、ボランティアの方々がなかなか集まらず、地元で携わる人も少ない、また、火を扱うという点で専門性が求められるなどの課題があると思うが、その辺りの状況や事業の内容について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、ボランティア登録者数は、昨年度末に比べ若干増加しているが、ボランティア以外の地元の出役者数は、昨年度の5,500人超から、高齢化などによって、2028年度から2029年度にかけて5,000人を切る見込みであり、野焼きの継続への危機感を持っている、昨年度は野焼きの際の延焼に備えた損害保険への加入に地域全体で取り組んでおり、今回の事業では、ボランティアの方に難燃性の衣服を貸与するなどして安全に野焼きに取り組んでいただけるよう取り組むこととしているほか、当初予算の事業の中では、ベテランの方と一緒に作業することにより経験を積んでいただくなどの取組を行っており、引き続き、阿蘇の野焼きの継続に取り組んでいくとの答弁がありました。

関連して、委員から、野焼きへの支援をボランティアのみに頼るのは限界があるのではないか、県内に進出する企業による地域貢献、副業を通じた草原の維持という視点も入れて事業を組み立てるべきではないかとの質疑があり、執行部から、阿蘇の草原の大切さをPRすることで寄付金を募るなどの取組を継続しつつ、新たな視点を入れた取組についても今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、移住定住促進事業について、コロナ禍で県内への移住定住は増えてきたのか、また、

今回の事業ではどのような内容を予定しているかとの質疑があり、執行部から、コロナ禍において、本県への移住者数、移住相談件数は増加傾向にあり、令和4年度はいずれも過去最高となるなど、移住先としての本県の存在感が増してきている、今回の事業では、こうした本県への注目の高まりを着実に移住へと繋げていくため、都市圏での電車広告を活用したプロモーションや、本県での暮らしを体験してもらうための移住体験ツアーなどを実施する予定であるとの答弁がありました。

## 厚生常任委員会

委員から、部長総括説明において、本年9月末までとされていた新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の移行期間を、来年3月までに延長するとの説明があったが、新型コロナウイルス感染者のために確保する病床は、来年3月末まではこれまでと同じ数で延長するのか、それとも少しずつ減らしながら延長するのかとの質疑があり、執行部から、新型コロナウイルス感染者のために確保する病床は、本年9月末までは700床以上を確保して入院患者の受入れを行ってきたが、今後、来年3月末に向けては、重症・中等症の患者に重点化を図るという国の方針を受け、確保する病床の数を見直していくこととしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、確保する病床の数は、国の方針に合わせて見直しを行うとのことだが、その目安を示さないと、医療機関側はどの程度確保すればいいのか分からないので、できる限り早めに対策を打ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は7回目が始まっているが、現場感覚ではその接種率は高くない、接種率はどの程度か教えてほしい、また、今後、接種率を上げていくためには、どこでも接種できる環境をつくっていく必要があると思うが、住んでいる市町村以外の市町村でも接種ができる接種の広域化はできないのかとの質疑があり、執行部から、令和5年春に開始したワクチン接種は、主に65歳以上の高齢者や基礎疾患のある人が対象であり、県内の対象者約55万人に対し、その接種率は55.6%であった、また、接種の広域化については、現時点ではまだ具体的な取組には至っておらず、今後医師会と相談する中で、どのような取組ができるか検討したいとの答弁がありました。

次に、委員から、私学振興費の給食費支援事業について、私学助成を受ける私立幼稚園や認可外保育施設のうち、給食を提供している施設はそれぞれどのくらいあるのかとの質疑があり、執行部から、私学助成を受ける私立幼稚園は8施設全ての施設で、認可外保育施設は熊本市所管分を除いた77施設のうち56施設で給食を提供しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、広島市の給食請負業者が、経営が悪化し、給食を提供できなくなった事案があったが、県内の業者についてはそのようなことはないかとの質疑があり、執行部から、県内の業者で経営が悪化しているところがあるとは聞いていないとの答弁がありました。

次に、委員から、感染症予防費の保環研検査関連機器整備事業について、今回購入する保健環境科学研究所の検査機器は新型コロナウイルス感染症に特化したものかとの質疑があり、執行部から、今回は、新型コロナウイルス感染症に係る補助事業の対象となる機器を選定しており、耐用年数がかなり過ぎて、令和6年度又は7年度に更新予定のものを前倒して更新したいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、保健環境科学研究所の業務は幅広いので、新型コロナウイルス感染症以外の県民を守るための業務にも対応できるように機器等の整備を進めてほしいとの要望がありました。

## 経済環境常任委員会

委員から、台湾における企業支援窓口運営事業について、既存の民間事務所との連携が大事である、相談窓口は連携しやすい場所に設置され、利用する人たちの要望に応えられる体制になっているのかとの質疑があり、執行部から、相談窓口は台北市内の中心部に設置し、アクセスしやすい場所にあり、相談窓口を務めるアドバイザーは既存の民間事務所とも頻繁にやりとりをしている、また、県内企業や台湾企業双方と幅広いコネクションを持っており、県内企業へ効果的な支援を行うことが期待できるとの答弁がありました。

次に、委員から、エネルギー価格高騰に対する事業者緊急支援事業について、どういった事業者が特別高圧電力利用事業者に当たるのかとの質疑があり、執行部から、消費電力から推計し、大規模工場やショッピングモール等、概ね140事業者が対象となると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、LPガス利用事業者支援については、県内の事業者全てが対象になるのか、また、熊本市も同様の支援事業を実施しているが、県の支援と合わせてどのくらいの支援額となるのかとの質疑があり、執行部から、県内の業務用及び工業用のLPガス利用事業者が対象であり、また、その支援額は、県の支援額4万円と、熊本市においては、独自の財源で1事業者当たり6,000円を支援すると聞いているので、合わせて4万6,000円となるとの答弁がありました。

次に、委員から、公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況報告に関連して、熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場「エコアくまもと」は、現在、全体容量のうち、廃棄物が埋め立てられている割合はどれくらいかとの質疑があり、執行部から、令和5年3月末で、50.8%埋め立てられており、埋立量の内訳は、熊本地震と令和2年7月豪雨の災害廃棄物が73.9%、通常の産業廃棄物が13.4%、残りが覆土で12.7%である、産業廃棄物のみを埋めていくと20年以上は運用可能と考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、産業廃棄物だけでなく災害廃棄物も搬入することを考えると、今後、災害が起これば、災害廃棄物を受け入れざるを得ず、運用期間はもう少し短くなってくる、今のうちから次の候補地を検討していく必要があるのではないかとの質疑があり、執行部から、現在、次の候補地を検討している状況ではないが、エコアくまもとの2.5倍の処理能力がある民間の管理型最終処分場が令和8年度に供用開始する予定と聞いており、そういった民間の動きを見据えながら、今後、県として考えていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、観光戦略部の部長総括説明で、今後台湾からのインバウンドのさらなる増加を期待しているとあったが、就航した航空便を維持するためにも、インバウンドだけでなく、アウトバウンドの増加についてももしっかり対応してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、ノーモア・ミナマタ近畿第2次国家賠償等請求訴訟大阪地裁判決への対応について、国と協議しながら対応を検討することであるが、早期解決に向けて県として動いてほしいとの要望がありました。

## 農林水産常任委員会

委員から、水田の畑地化や転換作物の定着を支援する畑地化促進事業については、要望額と採択額に大きな差があると聞いているが、実態はどのような状況なのかとの質疑があり、執行部から、令和4年度に、国の水田活用の直接支払交付金について、5年間に一度も水張りが行われていない水田は交付金の対象としないという具体的なルールが示され、それに合わせて畑地化促進事業が補正予算によって250億円措置されたが、本県における事業要望額46億6,000万円に対して、採択額は、現在4億1,000万円にとどまっている、当該事業を要望している農業者は、国の方針に基づき畑作を本作化する意思表示をされた方であるため、国へは引き続き採択をお願いしていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、畑地化促進事業が採択されず、水田活用の直接支払交付金も受け取れない状況が生じることを懸念している、農家の方々が不安を感じないよう、国へしっかり働きかけてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、家畜衛生・防疫対策事業費について、佐賀県で発生した豚熱は、感染経路が明らかではなく、野生イノシシ以外の経路も考えられるので、その点を踏まえた防疫対策をしっかりと行ってほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、ワクチンの継続接種に係る手数料は、九州各県横並びで設定しているということであるが、飼養管理者等による接種に比べて手数料が高い県防疫員に接種を頼る小規模農家への負担軽減を検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県産養殖魚消費拡大緊急対策事業について、中国の日本産海産物の禁輸措置が行われる中で、インターネットでは北海道のホタテや他県のブリなどへの応援企画が見られるが、天草産ブリにおいては、検索しても消費を促すような企画が見当たらない状況である、ふるさと納税返礼品としての活用や加工品製造などへの支援はないのかとの質疑があり、執行部から、養殖魚の消費拡大については、消費者の嗜好性を踏まえた販売活動が必要と考えており、そうした中で、養殖魚の加工品の新たな商品開発支援を行っており、一部の商品はふるさと納税の返礼品としても活用されている、今後は国の事業も活用しながら消費拡大の取組を進めていくとの答弁がありました。

関連して、委員から、くまもと食と農の発見事業では、企業が社員食堂で県産食材を利用する際に支援を行っているが、今後、学校給食や病院給食へも対象を広げていくのかとの質疑があり、執行部から、現段階では、中国による禁輸への対応策としてなるべく早く取り組むため、社員食堂のみを対象としている、学校給食については、コロナ交付金を活用した事例があり、今後、国の支援策を見ながら検討していきたいとの答弁がありました。

## 建設常任委員会

委員から、宅地開発対策費について、盛土規制法に基づく規制区域指定のための調査事業ということだが、規制区域指定の条件とは何か、また、ある程度区域を絞った調査を行うのかとの質疑があり、執行部から、現在、予備的調査を実施しており、規制区域指定が必要な条件等を整理しているところである、ま

た、規制が必要かどうかの調査はこれからであり、県内全域を対象に調査していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、区域指定が適切なものとなるように、しっかりと考えてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、単県河川等災害関連事業は、国庫補助の対象とならない事業ということだが、どのようなものを計上しているのかとの質疑があり、執行部から、今年の雨で、令和2年災害の復旧現場における工食用道路が流出した箇所への補修や災害査定への採択要件を満たさない小規模な工事の経費などを計上しているとの答弁がありました。

次に、委員から、工事請負契約の変更に関連して、雨で工事期間が伸びた、物価高騰によって請負金額が上がったというような軽微な案件まで議会の議決が必要なのかとの質疑があり、執行部から、議会の議決の要否については、地方自治法の規定に基づき行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、設計変更など契約内容を大きく変更した場合には議会の議決が必要と思うが、もともと予定価格が5億円以上の工事契約は、変更金額の多寡にかかわらず、一律に議会の議決案件となるという点は今後変えてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本高森4車線化及び土地区画整理事業について、工事資材費高騰などで当初予定より増額となっているが、T S M C関係の事業もある中、予算確保の問題で工事が遅れてしまうことが懸念される、創造的復興に向けた事業でもありスピード感を持って取り組まないといけない中、進捗に影響はないかとの質疑があり、執行部から、物価高騰や電線地中化等で事業費は増加しているが、予算については、これまでも国土強靱化予算として要求額をしっかりと確保できており、予算によって事業進捗に遅れが生じることは一切ない、また、8月21日に実施した国へのT S M C関連緊急要望においても、地域の道路予算に影響が出ないよう別枠での配分を要望したところであり、熊本地震関連事業をはじめ従来の事業についても、しっかりと取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県道路公社の経営状況報告に関連して、松島有料道路に導入した新しい通行システムE T C Xについて、導入前と比べて、時間短縮の効果はあったのかとの質疑があり、執行部から、E T C Xは、キャッシュレス等の非接触のメリットもあり導入したもので、決済のやりとりを行うために一旦停止が必要なシステムとなっている、利用者の利便性向上のためにも利用登録者数を増やす取組を実施しているとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本地震、令和2年7月豪雨の発生以降、忙しさが続いており、今回の豪雨災害では、上益城地域は集中的に被害を受け、上益城振興局に応援職員を派遣してもらっている、そのような状況の中、新卒の技術系職員は採用できているのか、土木部で危機感をもって人材を確保しないと災害などに対応できないと思うかどうかとの質疑があり、執行部から、土木職員の確保については、我々も大きな課題と考えている、令和元年度から大卒の採用が募集定員に満たない状況が続いており、今年度は、年2回の採用試験等を行っているが、定員に達していない状況である、地道な取組だが、リクルートをしっかりとやって成果につなげたい、定員に満たなかった分は、任期付職員や他県からの応援派遣、民間の力等を活用しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、業界全体で人が少なくなっている状況であり、県の土木職員がいなくなるのは、さらに重要な問題である、リクルート活動等をしっかりとやってもらい、予算をかけてでも人材を確保してほ



しいとの要望がありました。

次に、委員から、ツール・ド・九州が開催されるが、自転車が走行するための道路調査や補修などは行ったのかとの質疑があり、執行部から、ツール・ド・九州のコースについては、事前に主催者側と現地調査を行い、危険箇所の点検を行った、その結果、舗装補修約2万平方メートル、区画線の引き直し約12キロメートル、矢羽根約500か所の施工を行い、その他指摘箇所も対応済みであるとの答弁がありました。

### 教育警察常任委員会

委員から、情報処理関連業務の債務負担行為の変更に関連して、令和8年度以降に更新時期を迎える県立高校の生徒用端末の更新費用は保護者負担となるのかとの質疑があり、執行部から、これまではコロナ交付金等が活用できたことから、県が端末を購入し無償で貸与していた、今後は、保護者等の負担とすることを基本としつつ、端末の仕様を統一し、一括発注する仕組みを作るなど、負担軽減等も検討していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、保護者からは負担軽減の要望もあることから、全額補助ではなく一部補助でもよいので、更新費用に対する支援を検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、不足する教職員の人材確保については、教育委員会において様々な取組を実施していることを承知しているが、制度や財源等の制約により、取組が進まないことなどはあるのかとの質疑があり、執行部から、例えば給与水準等処遇の改善については、制度上県独自で取り組むことが難しいが、国においてその制度を見直す動きもあっており、そうした動きも注視しながら、県として今後必要な措置を講じていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県暴力追放運動推進センターの相談活動事業について、相談件数が令和3年度から大きく増加しているが、これは、暴力団関係の事案の増加によるものかとの質疑があり、執行部から、これは、対応処理状況をより詳しく統計に反映するため、その計上方法を見直したことによるものであるが、特に令和3年度については、特定の業種に係る暴排意識の高まりにより、相談件数が増加しているものとの答弁がありました。

次に、委員から、自転車の安全利用に関連して、令和5年7月から、電動キックボードが条件付きで歩道を走行できるようになったが、歩道は歩行者が優先であり、県警においては、歩行者の安全を守ることを最優先に、電動キックボードの安全利用を推進してほしいとの要望がありました。

## 請願の審議結果

委員会名	付託		審議結果				計
	新規	継続	採択	不採択	撤回許可	継続	
総務	1		1				1
厚生							
経済環境							
農林水産							
建設							
教育警察							
議会運営							
高速交通ネットワーク 整備推進							
海の再生及び 環境対策							
地域活力創生							
計	1		1				1

# 常任委員会並びに特別委員会等の活動状況

(令和5年6月27日～令和5年10月6日)

## 総務常任委員会

年月日	主な審議案件と経過
R 5. 8. 31	管内視察（南阿蘇村、高森町） 委員会所管にかかる行政実情調査
R 5. 10. 2	委員会開催（第3回） 1 付託議案等の審査 ・議案第1号、第5号、第55号 原案可決 ・議案第25号 原案承認 (1) 第1号…令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号） (2) 第5号…熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について (3) 第25号…専決処分の報告及び承認について (4) 第55号…令和5年度熊本県一般会計補正予算（第4号） 2 付託請願の審査（新規） ・審査結果 採択1件 3 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について 4 その他

## 厚生常任委員会

年月日	主な審議案件と経過
R 5. 9. 7	管内視察（熊本市西区、玉名市、荒尾市） 委員会所管にかかる行政実情調査
R 5. 10. 2	委員会開催（第3回） 1 付託議案の審査 ・議案第1号、第4号、第6号～第8号 原案可決 ・議案第26号 原案承認 (1) 第1号…令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号） (2) 第4号…令和5年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号） (3) 第6号…熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (4) 第7号…熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について (5) 第8号…熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について (6) 第26号…専決処分の報告及び承認について 2 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
	3 その他

#### 経済環境常任委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R 5. 7. 26	管内視察（高森町、西原村、菊陽町） 委員会所管にかかる行政実情調査
R 5. 10. 3	委員会開催（第3回） 1 付託議案等の審査 ・議案第1号 原案可決 (1) 第1号…令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号） 2 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について 3 その他

#### 農林水産常任委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R 5. 8. 29 ～ 8. 31	管外視察（北海道岩見沢市・古平町・札幌市） 委員会所管にかかる行政実情調査
R 5. 10. 3	委員会開催（第3回） 1 付託議案等の審査 ・議案第1号、第12号～第14号、第21号、第55号 原案可決 (1) 第1号…令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号） (2) 第12号…令和5年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について (3) 第13号…令和5年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について (4) 第14号…令和5年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について (5) 第21号…工事請負契約の締結について (6) 第55号…令和5年度熊本県一般会計補正予算（第4号） 2 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について 3 その他

## 建設常任委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R 5. 7. 26	管内視察（錦町・人吉市・球磨村・芦北町） 委員会所管にかかる行政実情調査
R 5. 8. 16	管内視察（山都町・西原村・益城町） 委員会所管にかかる行政実情調査
R 5. 10. 3	<p>委員会開催（第3回）</p> <p>1 付託議案等の審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号～第3号、第15号～第20号、第22号～第24号 <span style="float: right;">原案可決</span></li> <li>・議案第27号～第33号 <span style="float: right;">原案承認</span></li> </ul> <p>(1) 第1号…令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号）</p> <p>(2) 第2号…令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p>(3) 第3号…令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第2号）</p> <p>(4) 第15号…令和5年度道路事業の経費に対する市町村負担金について</p> <p>(5) 第16号…令和5年度市町村道過疎代行事業の経費に対する町負担金について</p> <p>(6) 第17号…令和5年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について</p> <p>(7) 第18号…令和5年度海岸事業の経費に対する市町負担金について</p> <p>(8) 第19号…令和5年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について</p> <p>(9) 第20号…令和5年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について</p> <p>(10) 第22号…工事請負契約の締結について</p> <p>(11) 第23号…工事請負契約の変更について</p> <p>(12) 第24号…工事請負契約の変更について</p> <p>(13) 第27号…専決処分の報告及び承認について</p> <p>(14) 第28号…専決処分の報告及び承認について</p> <p>(15) 第29号…専決処分の報告及び承認について</p> <p>(16) 第30号…専決処分の報告及び承認について</p> <p>(17) 第31号…専決処分の報告及び承認について</p> <p>(18) 第32号…専決処分の報告及び承認について</p> <p>(19) 第33号…専決処分の報告及び承認について</p> <p>2 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について</p> <p>3 その他</p>

## 教育警察常任委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過
R 5. 9. 7	管内視察（宇城市・上天草市） 委員会所管にかかる行政実情調査

R 5.10. 2	<p>委員会開催（第3回）</p> <p>1 付託議案等の審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号、第9号～第11号</li> <li>・議案第34号</li> </ul> <p>(1) 第1号…令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号）</p> <p>(2) 第9号…財産の取得について</p> <p>(3) 第10号…財産の取得について</p> <p>(4) 第11号…財産の取得について</p> <p>(5) 第34号…専決処分の報告及び承認について</p> <p>2 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について</p> <p>3 その他</p>	<p>原案可決</p> <p>原案承認</p>
-----------	---	-------------------------

### 議会運営委員会

年月日	主 な 審 議 案 件 と 経 過	
R 5. 8.10	<p>委員会開催（第8回）</p> <p>1 決算特別委員会の設置について</p> <p>2 次期定例会について</p> <p>3 その他</p>	
R 5. 9.12	<p>委員会開催（第9回）</p> <p>1 会派の変動に伴う諸手続について</p> <p>2 決算特別委員の選任について</p> <p>3 知事提出議案（第1号～第54号）について</p> <p>4 開会日（9月13日）の議事次第及び質問予定者について</p> <p>5 その他</p>	
R 5. 9.27	<p>委員会開催（第10回）</p> <p>1 知事提出追号議案（第55号及び第56号）について</p> <p>2 本日の議事次第について</p> <p>3 その他</p>	
R 5.10. 6	<p>委員会開催（第11回）</p> <p>1 議員提出議案（第1号）及び委員会提出議案（第1号）について</p> <p>2 議員派遣について</p> <p>3 本日の議事次第について</p> <p>4 議会運営委員会の閉会中の継続審査事件について</p> <p>5 その他</p>	

### 高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

年月日	主な審議案件と経過
R 5. 9. 29	委員会開催（第3回） 1 高速交通体系について 2 熊本都市圏交通について 3 付託調査事件の閉会中の継続審査について

### 海の再生及び環境対策特別委員会

年月日	主な審議案件と経過
R 5. 9. 29	委員会開催（第3回） 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について 2 2050年県内CO <sub>2</sub> 排出実質ゼロに向けた取組に関する件について 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件について 4 付託調査事件の閉会中の継続審査について

### 地域活力創生特別委員会

年月日	主な審議案件と経過
R 5. 9. 29	委員会開催（第3回） 1 デジタル田園都市国家構想について 2 TSMC進出に係る県内波及効果について 3 付託調査事件の閉会中の継続審査について

### 決算特別委員会

年月日	主な審議案件と経過
R 5. 9. 13	委員会開催（第1回） 1 正副委員長の互選について 2 審査日程について 3 閉会中の継続審査事件について

# 熊 本 県 議 会 構 成 一 覧 表

(令和5年(2023年)10月6日現在)

議 長	洲上 陽一			監査委員	緒方 勇二		
副 議 長	内野 幸喜				橋口 海平		
委員会名 (定数)	総 務 (9)	厚 生 (8)	経済環境 (8)	農林水産 (8)	建 設 (8)	教育警察 (8)	議会運営 (12)
委 員 長	岩本 浩治	楠本 千秋	吉田 孝平	竹崎 和虎	松村 秀逸	末松 直洋	高野 洋介
副 委 員 長	南部 隼平	坂梨 剛昭	池永 幸生	中村 亮彦	荒川 知章	西村 尚武	増永慎一郎
委 員 員	溝口 幸治 高木 健次 緒方 勇二 西山 宗孝 幸村香代子 立山大二郎	岩下 栄一 岩中 伸司 藤川 隆夫 鎌田 聡 高野 洋介 杉 嶋 ミカ	吉永 和世 池田 和貴 内野 幸喜 前田 憲秀 岩田 智子 住永栄一郎	前川 收 西 聖一 山口 裕 橋口 海平 前田 敬介 高井 千歳	城下 広作 坂田 孝志 増永慎一郎 河津 修司 堤 泰之 星野 愛斗	松田 三郎 高島 和男 城戸 淳 本田 雄三 亀田 英雄 斎藤 陽子	前川 收 藤川 隆夫 城下 広作 松田 三郎 吉永 和世 池田 和貴 溝口 幸治 坂田 孝志 西 聖一 山口 裕
備 考	欠員1						
委員会名 (定数)	高速交通 ネットワーク 整備推進 (16)	海の再生 及び 環境対策 (16)	地域活力創生 (16)	決 算 (12)			
委 員 長	河津 修司	緒方 勇二	橋口 海平	高野 洋介			
副 委 員 長	中村 亮彦	西山 宗孝	高島 和男	河津 修司			
委 員 員	前川 收 藤川 隆夫 鎌田 聡 池田 和貴 高木 健次 増永慎一郎 松村 秀逸 竹崎 和虎 本田 雄三 南部 隼平 堤 泰之 斎藤 陽子 杉 嶋 ミカ 星野 愛斗	岩下 栄一 岩中 伸司 吉永 和世 坂田 孝志 山口 裕 前田 憲秀 岩田 智子 末松 直洋 吉田 孝平 西村 尚武 城戸 淳 荒川 知章 亀田 英雄 高井 千歳	城下 広作 松田 三郎 溝口 幸治 西 聖一 内野 幸喜 高野 洋介 楠本 千秋 岩本 浩治 池永 幸生 坂梨 剛昭 前田 敬介 幸村香代子 住永栄一郎 立山大二郎	岩下 栄一 岩中 伸司 城下 広作 鎌田 聡 吉永 和世 溝口 幸治 西山 宗孝 池永 幸生 城戸 淳 荒川 知章			
備 考							



## ～ 熊本県議会 Facebook のご案内 ～

- 熊本県議会では、県議会の情報等を迅速にわかりやすく県民の皆様  
に発信するため、平成27年よりFacebookを開設しています。
- 正副議長の公式行事や委員会視察等の情報をタイムリーに掲載して  
いますので、ぜひご覧ください。



※ 熊本県議会Facebookをより充実したものとするため、皆様の「コメント」や「いいね！」をお待ちしております。

## 県 議 会 ホ ム ペ ー ジ

- 県議会のしくみや日程、議員の紹介、陳情や請願等の手続き、傍聴方法などについて情報提供を行っています。
- 本会議を視聴することができます。(生中継・録画中継 手話通訳画面付き)
- 本会議録の検索と閲覧、委員会会議録の閲覧ができます。

県議会のホームページ：

熊本県議会

検 索



「くまもと県議会報」を御希望の方には、郵送実費（1部：切手250円分）で送付いたしますので、下記まで御連絡ください。

県議会事務局政務調査課 TEL：096-333-2627（直通）

令和5年(2023年)12月15日印刷

令和5年(2023年)12月18日発行

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

発行 熊本県議会事務局

編集 熊本県議会事務局政務調査課

(電話) 096-333-2627

印刷 社会福祉法人熊本県コロニー協会